ver.1.01(R2.10.2)

整備主任者(検査員)
研　修　資　料

法 令 研 修

令 和 2 年 度

【九州共通教材】

自動車整備振興会九州連合会

目　　次

Ⅰ　整備事業関係

1．平成31年度　自動車分解整備事業実態調査結果の概要について …… 1
2．「不正改造車を排除する運動」の強化月間における
街頭検査の実施結果について（プレスリリース）…… 6
3．車検証を紙から電子へ！（プレスリリース）…… 7
4．自動車点検基準の一部改正について…… 9

Ⅱ　指定整備事業関係

1．指定自動車整備事業者の処分状況…… 19
2．「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて …… 23

Ⅲ　検査業務関係

1．審査事務規程の第25次改正（プレスリリース）…… 27
・審査事務規程7-2、8-2（長さ、幅及び高さ）
・審査事務規程7-98の4、8-98の4（側方衝突警報装置）
2．審査事務規程の第27次改正（プレスリリース）…… 31
・審査事務規程7-38、8-38（運転者席）
・運転者の視野遮へい物の装着禁止について（お知らせ）
3．審査事務規程の第28次改正（プレスリリース）…… 37
・審査事務規程第4章（自動車の検査等に係る審査の実施方法）
・審査事務規程7-92、8-92（その他の灯火の制限）
4．審査事務規程の第30次改正（プレスリリース）…… 45
・審査事務規程7-25、8-25（電気装置）
・審査事務規程7-104、8-104（自動運行装置）
・並行輸入自動車にかかる届出書の変更について（お知らせ）
・二輪自動車等の前照灯審査について（お知らせ）

Ⅳ　Q&A

1．指定関係…… 57
2．研修関係…… 63
3．整備関係…… 64
4．検査申請（窓口）手続き関係…… 66
5．検査関係…… 67

Ⅴ　参考資料

1．自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表…… 71
2．定期点検項目数・走行距離項目数一覧…… 72
3．保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表…… 73
4．ディーゼル自動車の排出ガス測定について…… 74
5．指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表…… 78
6．保安基準適合証の交付の可否等について…… 80
7．【整備工場コード】お知らせ …… 81
8．重量税額照会システムのお知らせ…… 82
9．自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて…… 83
10．受検者の皆様へ（事故注意喚起）…… 85

Ⅰ　整備事業関係

１．平成31年度　自動車分解整備業実態調査結果の概要について

この度、平成 31 年度の自動車分解整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

１．目的

本調査は、自動車分解整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

２．調査時点

令和元年 6 月末現在。売上高等については、令和元年 6 月末に最も近い決算期分。

３．調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者(令和元年 6 月末時点 91,605 事業場)のうち約 2 割を対象(有効回答数は全事業場の約 1 割)として調査を行いました。

平成 31 年度調査における総整備売上高は 5 兆 6,216 億円となり、前年度と比較すると 921 億円増(1.7%増)と 3 年連続の増加となりました。

なお、詳細の分析は 3 月発刊予定の「平成 31 年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

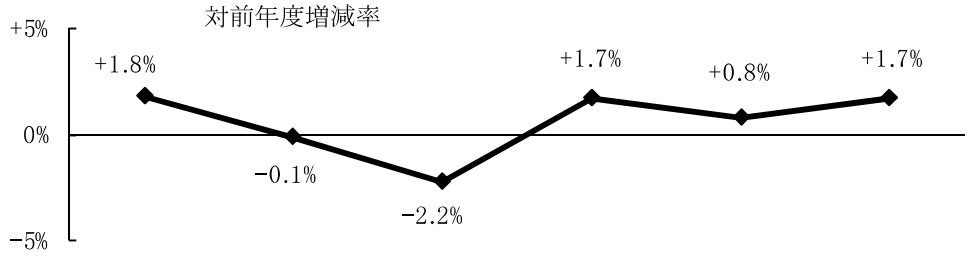
注）1.専　　業：自動車整備業の売上高が総売上高の 50%をこえる事業場
2.兼　　業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の 50%以上を占める事業場（ディーラーを除く。）
3.ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
4.自　　家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

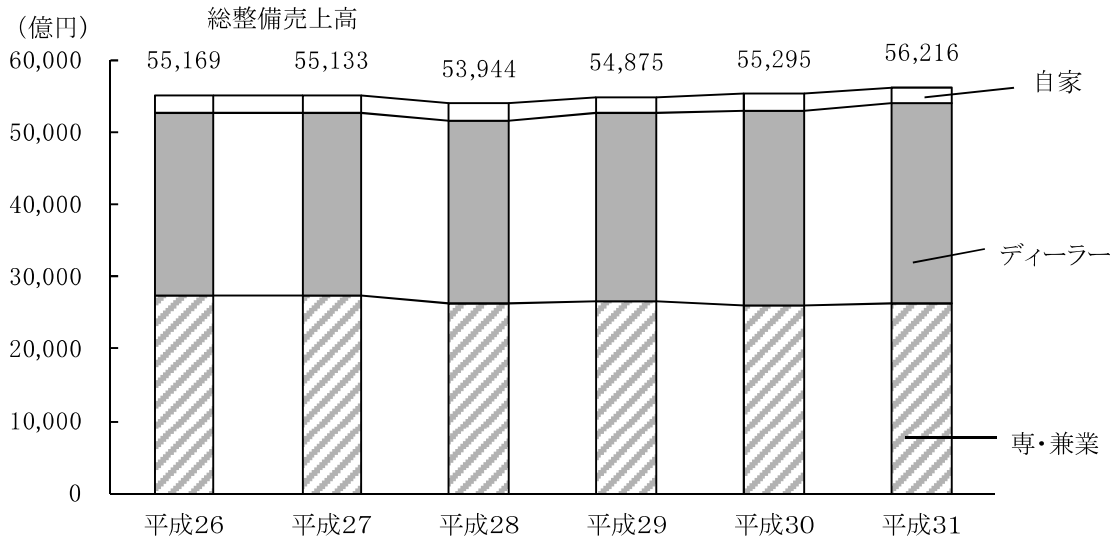
（１）総整備売上高

直近６年間の総整備売上高の推移をみると、平成 27～28 年度は２年連続で減少しましたが、平成 28 年度を底に増加に転じ、平成 31 年度は３年連続の増加となりました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が 197 億円増(0.8%増)、ディーラーが 745 億円増(2.8%増)、自家が 21 億円減(0.9%減)となり、自家のみ減少しました。

作業内容別では、「車検整備」が 0.9%増、「定期点検整備」が 3.4%増、「事故整備」が 5.3%増、「その他整備」が 0.1%増と、すべての作業内容で増加しました。





業態＼調査年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	31−30	31/26
専・兼業	27,523	27,402	26,285	26,558	26,077	26,274	+197	−4.5%
	+2.9%	−0.4%	−4.1%	+1.0%	−1.8%	+0.8%		
専　業	20,968	20,224	19,751	19,947	19,364	19,444	+80	−7.3%
	+3.2%	−3.5%	−2.3%	+1.0%	−2.9%	+0.4%		
兼　業	6,555	7,178	6,534	6,611	6,713	6,830	+117	+4.2%
	+2.0%	+9.5%	−9.0%	+1.2%	+1.5%	+1.7%		
ディーラー	25,195	25,364	25,355	26,147	26,927	27,672	+745	+9.8%
	+0.4%	+0.7%	−0.04%	+3.1%	+3.0%	+2.8%		
自家	2,451	2,367	2,304	2,170	2,291	2,270	−21	−7.4%
	+3.7%	−3.4%	−2.7%	−5.8%	+5.6%	−0.9%		
合計	55,169	55,133	53,944	54,875	55,295	56,216	+921	+1.9%
	+1.8%	−0.1%	−2.2%	+1.7%	+0.8%	+1.7%		

（単位・億円）

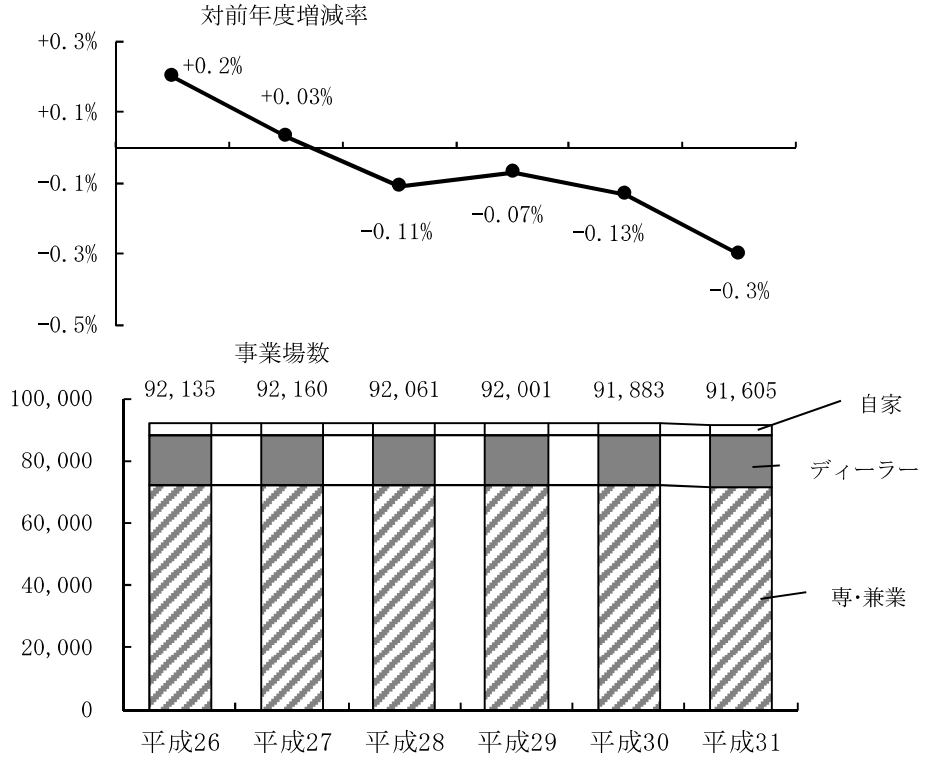
業態＼作業内容		車検整備 2年	車検整備 1年	車検整備 小計	定期点検整備 1年	定期点検整備 6ヶ月	定期点検整備 3ヶ月	定期点検整備 小計	事故整備	その他整備	合計
専・兼業	売上高	8,098	3,986	12,084	528	151	359	1,038	5,408	7,744	26,274
	増減額	+6	±0	+6	+37	+1	+9	+47	+195	−51	+197
	増減比	+0.1%	±0.0%	±0.0%	+7.5%	+0.7%	+2.6%	+4.7%	+3.7%	−0.7%	+0.8%
専業	売上高	5,639	3,364	9,003	350	117	311	778	4,083	5,580	19,444
	増減額	+4	−25	−21	+40	+1	+1	+42	+152	−93	+80
	増減比	+0.1%	−0.7%	−0.2%	+12.9%	+0.9%	+0.3%	+5.7%	+3.9%	−1.6%	+0.4%
兼業	売上高	2,459	622	3,081	178	34	48	260	1,325	2,164	6,830
	増減額	+2	+25	+27	−3	±0	+8	+5	+43	+42	+117
	増減比	+0.1%	+4.2%	+0.9%	−1.7%	±0.0%	+20.0%	+2.0%	+3.4%	+2.0%	+1.7%
ディーラー	売上高	7,444	1,633	9,077	2,075	360	249	2,684	5,507	10,404	27,672
	増減額	−42	+233	+191	+29	+37	+61	+127	+391	+36	+745
	増減比	−0.6%	+16.6%	+2.1%	+1.4%	+11.5%	+32.4%	+5.0%	+7.6%	+0.3%	+2.8%
自家	売上高	704	340	1,044	39	2	10	51	441	734	2,270
合計	売上高	16,246	5,959	22,205	2,642	513	618	3,773	11,356	18,882	56,216
	増減額	−66	+264	+198	+43	+15	+65	+123	+573	+27	+921
	増減比	−0.4%	+4.6%	+0.9%	+1.7%	+3.0%	+11.8%	+3.4%	+5.3%	+0.1%	+1.7%

（単位・億円）

（２）事業場数

調査時点における事業場数は 91,605 事業場で、前年度と比較すると 278 事業場減(0.3%減)と 4 年連続の減少となりました。

指定工場数は 30,087 事業場で、前年度と比較すると 12 事業場増(0.04%増)となりました。



（３）整備関係従業員数

整備関係従業員数は536,493人で、前年度と比較すると1,075人増(0.2%増)となっています。

（４）整備要員数及び整備士数

整備要員数は399,135人で、前年度と比較すると239人減(0.1%減)となっています。

整備士数は336,897人で、前年度と比較すると1,541人減(0.5%減)となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は84.4%で0.4ポイント減少しています。

なお、整備士数は平成29～30年度は2年連続で増加しましたが、平成24年度以降の減少傾向は続く形となりました。

※参考：内数として、女性整備要員数は17,409人(86人増)、女性整備士数は10,258人(347人減)、総整備要員数に占める女性整備要員数の割合は4.4%、総整備士数に占める女性整備士数の割合は3.0%

（５）整備要員１人当り年間整備売上高

整備要員１人当り売上高(自家除く)は14,166千円で、前年度と比較すると1.7%増となっています。なお、業態別では以下の通りです。

専・兼業	9,963千円(1.0%増)
ディーラー	23,635千円(1.8%増)

（６）整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家除く)は45.5歳で、前年度と比較すると0.2歳上昇しました。

（７）整備要員１人当り年間平均給与

整備要員１人当り年間平均給与(自家除く)は3,924千円となり、前年度と比較すると0.3%増となっています。

別紙

自動車整備業の概要

項目＼調査年度			平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	31／30
1. 総整備売上高 ※（億円）			55,169	55,133	53,944	54,875	55,295	56,216	101.7 %
	専・兼業		27,523	27,402	26,285	26,558	26,077	26,274	100.8 %
		（比率、%）	(49.9)	(49.7)	(48.7)	(48.4)	(47.2)	(46.7)	
	専業		20,968	20,224	19,751	19,947	19,364	19,444	100.4 %
		（比率、%）	(38.0)	(36.7)	(36.6)	(36.3)	(35.0)	(34.6)	
	兼業		6,555	7,178	6,534	6,611	6,713	6,830	101.7 %
		（比率、%）	(11.9)	(13.0)	(12.1)	(12.0)	(12.1)	(12.1)	
	ディーラー		25,195	25,364	25,355	26,147	26,927	27,672	102.8 %
		（比率、%）	(45.7)	(46.0)	(47.0)	(47.6)	(48.7)	(49.2)	
	自家		2,451	2,367	2,304	2,170	2,291	2,270	99.1 %
		（比率、%）	(4.4)	(4.3)	(4.3)	(4.0)	(4.1)	(4.0)	
2. 企業数			73,695	73,630	73,371	73,083	73,018	72,845	99.8 %
3. 事業場(工場)数			92,135	92,160	92,061	92,001	91,883	91,605	99.7 %
	専・兼業		72,224	72,234	72,211	72,200	71,993	71,734	99.6 %
	専業		57,043	57,024	56,735	56,868	56,270	56,032	99.6 %
	兼業		15,181	15,210	15,476	15,332	15,723	15,702	99.9 %
	ディーラー		16,179	16,221	16,213	16,180	16,252	16,349	100.6 %
	自家		3,732	3,705	3,637	3,621	3,638	3,522	96.8 %
4. 指定工場数			29,642	29,737	29,855	29,983	30,075	30,087	100.0 %
5. 整備関係従業員数（人）			545,132	546,942	537,880	534,279	535,418	536,493	100.2 %
6. 整備要員(工員)数（人）			401,085	401,001	400,713	399,717	399,374	399,135	99.9 %
うち整備士数（人）			342,486	339,999	334,655	336,360	338,438	336,897	99.5 %
整備士保有率（%）			85.4	84.8	83.5	84.1	84.8	84.4	—
7. 1事業場当り整備要員数（人）			4.4	4.4	4.4	4.3	4.3	4.4	+0.1 人
8. 保有車両数（3月末、千台）			80,273	80,670	80,901	81,260	81,563	81,789	100.3 %
9. 技術料(工賃)の値上率（%）			－0.7	＋1.3	＋0.8	＋0.7	＋1.0	＋1.5	—
10. 整備要員1人当り年間整備売上高※（千円）	専・兼業		10,331	10,293	9,900	10,021	9,866	9,963	101.0 %
		専業	10,174	9,819	9,654	9,751	9,581	9,647	100.7 %
		兼業	10,868	11,911	10,731	10,929	10,794	10,982	101.7 %
	ディーラー		21,905	21,998	21,867	22,639	23,212	23,635	101.8 %
	平均		13,822	13,830	13,539	13,850	13,936	14,166	101.7 %
11. 整備要員平均年令（歳）	専・兼業		48.0	48.5	48.4	49.3	49.7	49.9	+0.2 歳
		専業	48.8	49.4	49.4	50.3	50.8	50.9	+0.1 歳
		兼業	45.1	45.5	45.1	46.1	46.3	46.8	+0.5 歳
	ディーラー		34.1	34.4	34.8	35.0	35.3	35.5	+0.2 歳
	平均		43.8	44.3	44.3	45.0	45.3	45.5	+0.2 歳
12. 整備要員1人当り年間平均給与（千円）	専・兼業		3,540	3,521	3,542	3,573	3,582	3,622	101.1 %
		専業	3,504	3,476	3,501	3,523	3,539	3,571	100.9 %
		兼業	3,661	3,676	3,679	3,742	3,722	3,786	101.7 %
	ディーラー		4,342	4,417	4,495	4,569	4,661	4,606	98.8 %
	平均		3,782	3,792	3,831	3,875	3,911	3,924	100.3 %

（注） 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
なお、平成28年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年度以外は20%の抽出調査である。

２．「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査の実施結果について

（プレスリリース）

News Release　国土交通省九州運輸局

令和２年７月２２日

「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査の実施結果

～不正改造車４台に整備命令書を交付～

九州運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間（６月）において、警察、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部の協力を得て、街頭検査（深夜）を実施し、４台の車両について検査を行いました。

その結果、検査を行ったすべての車両に保安基準不適合箇所があったことから、整備命令書を交付し、必要な整備を命じました。

今年度の強化月間においては、新型コロナウイルス感染症に伴い、多くの運輸支局及び検査登録事務所にて街頭検査が中止となりました。

九州運輸局では、強化月間終了後においても、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を勘案しつつ街頭検査を実施することとし、不正改造車の排除に努めるとともに自動車の使用者に対し指導等を行ってまいります。

【検査結果】

・検査車両台数　　４台（四輪車　２台、二輪車　２台）

・不適合車両台数　　４台（四輪車　２台、二輪車　２台）
※不適合箇所　着色フィルム、消音器取外し等

・整備命令書交付台数　４台（四輪車　２台、二輪車　２台）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞
・不正改造車排除運動に関すること
九州運輸局自動車技術安全部整備課　担当：中俣・鈴木
TEL:０９２－４７２－２５３７　FAX:０９２－４７２－２９１６
・街頭検査の実施に関すること
九州運輸局自動車技術安全部技術課　担当：石松
TEL:０９２－４７２－２５３９　FAX:０９２－４７２－２９１６

九州運輸局

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和２年６月１９日
自動車局自動車情報課

車検証を紙から電子へ！
～「自動車検査証の電子化に関する検討会」報告書とりまとめ ～

自動車の検査・登録手続について、運輸支局等への来訪を不要とし、オンラインで完結した申請を可能とするため、「自動車検査証の電子化に関する検討会」において、「報告書」がとりまとめられましたので、お知らせします。

自動車保有関係手続については、関係省庁と連携し、オンラインで一括した申請手続を可能とするワンストップサービス（OSS）を導入・推進しておりますが、現在、紙の自動車検査証の受取のため、運輸支局等への来訪が必要となっています。

そこで、運輸支局等への来訪を不要とし、OSSで申請手続を完結することを可能とする、自動車検査証の電子化を実現するため、平成30年9月より計11回にわたって、「自動車検査証の電子化に関する検討会」が開催され、自動車検査証の電子化の基本的な方針や技術的要件、電子化された自動車検査証の IC チップの空き領域の利活用に向けた要件等について議論が行われました。

この度、本検討会の「報告書」がとりまとめられましたので、公表いたします。

今後、本報告書に基づき、自動車検査証の電子化の実現に向けた準備を着実に進めてまいります。

※報告書は以下の国土交通省ホームページからご参照ください。
（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000059.html）

【問い合わせ先】
国土交通省 自動車局 自動車情報課　平賀・飯田・加藤木
代表：03-5253-8111（内線：41146）
直通：03-5253-8588　FAX：03-5253-1639

自動車検査証の電子化に関する検討会「報告書」概要①

国土交通省

＜報告書Ⅱ「自動車検査証の電子化の基本的方向性」＞

○　継続検査等の**ＯＳＳ申請を行ってもなお残る自動車検査証の受取りのための来訪を不要とするため**、整備事業者等の**ＯＳＳ手続代行者**において自動車検査証情報を更新できるよう、以下①、②を内容とする道路運送車両法の関係規定が改正（「道路運送車両法の一部を改正する法律」令和元年５月２４日公布）されたところ。

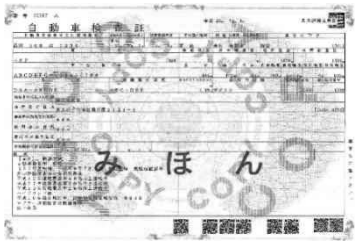
①**自動車検査証をＩＣカード化する**こと（現行の自動車検査証情報はＩＣチップに記録）

②**国からの事務の委託制度を創設する**こと

○　**令和5年（2023年）１月からの導入を想定し、準備を進めているところ。**

1. 自動車検査証のICカード化

現行



電子化後

【表面（イメージ）】

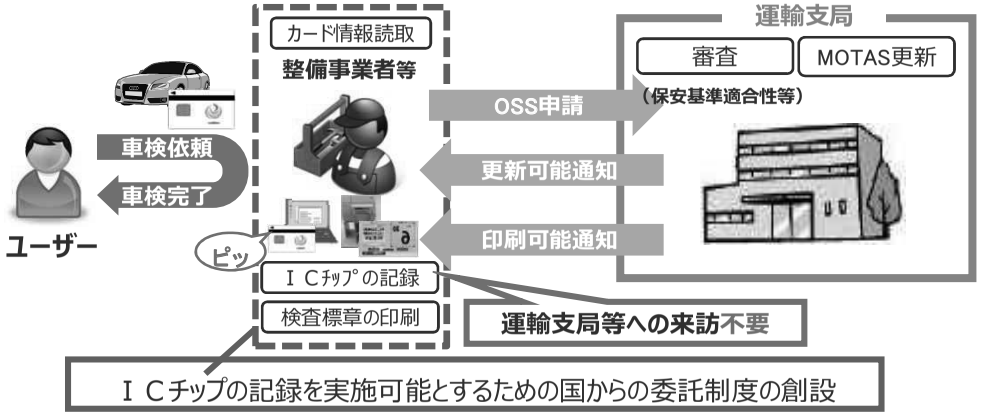


【裏面（イメージ）】



2. ICチップの記録事務の委託





４．自動車点検基準の一部改正について

自　動　車　点　検　基　準

発令：昭和26年8月10日運輸省令第70号
最終改正：令和２年２月６日号外国土交通省令第６号

（日常点検基準）

第１条　道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第47条の２第１項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　法第48条第１項第１号及び第２号に掲げる自動車　別表第１

⑵　法第48条第１項第３号に掲げる自動車　別表第２

（定期点検基準）

第２条　法第48条第１項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　法第48条第１項第１号に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）　別表第３

⑵　法第48条第１項第１号に掲げる自動車（被牽引自動車に限る。）　別表第４

⑶　法第48条第１項第２号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第５

⑷　法第48条第１項第２号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第５の２

⑸　法第48条第１項第３号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第６

⑹　法第48条第１項第３号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第７

第３条　法第48条第１項第１号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

⑴　車両総重量８トン以上の自家用自動車

⑵　車両総重量８トン未満で乗車定員11人以上の自家用自動車

⑶　次に掲げる自動車であつて、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第１項の規定により受けた許可に係る自家用自動車（前２号に掲げるもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）

イ　貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車

ロ　専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車

ハ　人の運送の用に供する三輪自動車

ニ　散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車

ホ　大型特殊自動車

ヘ　検査対象外軽自動車

２　法第48条第１項第２号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

⑴　法第61条第２項第２号に規定する自家用乗用自動車
⑵　患者の輸送の用に供する車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車（人の運送の用に供する三輪のものを除く。）
３　法第48条第１項第２号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。
⑴　道路運送法第78条第２号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（前項に規定するものを除く。）
⑵　道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
⑶　貨物の運送の用に供する自家用普通自動車及び小型自動車
⑷　専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車
⑸　自家用三輪自動車
⑹　広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）
⑺　自家用大型特殊自動車
⑻　自家用検査対象外軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）

（点検整備記録簿の記載事項等）

第４条　法第49条第１項第５号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
⑴　登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第１項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
⑵　点検又は特定整備時の総走行距離
⑶　点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所（点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあつては、その者の氏名又は名称）
２　点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第２条第１号から第４号までに掲げる自動車にあつては１年間、同条第５号及び第６号に掲げる自動車にあつては２年間とする。

（点検等の勧告に係る基準）

第５条　法第54条第４項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗により生ずる状態（法第71条の２第２項において準用する場合を含む。）は、別表第８に掲げるとおりとする。
２　法第54条第４項の国土交通省令で定める点検（法第71条の２第２項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
⑴　法第48条第１項第１号に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）　別表第３に定める12月ごとに行う点検
⑵　法第48条第１項第１号に掲げる自動車（被牽引自動車に限る。）　別表第４に定める12月ごとに行う点検
⑶　法第48条第１項第２号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第５に定める12月ごとに行う点検
⑷　法第48条第１項第２号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第５の２に定める12月ごとに行う点検
⑸　法第48条第１項第３号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第６に定める２年ごとに

行う点検

(6) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。） 別表第7に定める2年ごとに行う点検

（自動車車庫の基準）

第6条　法第56条の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明りように区画されていること。

(2) 自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、第1条に定める日常点検並びに当該自動車の清掃及び調整が実施できる充分な広さを有すること。

(3) 自動車車庫は、次の表に掲げる測定用器具、作業用器具、工具及び手工具（当該自動車車庫に常時保管しようとするすべての自動車に備えられているものを除く。）を有すること。

測　定　用　器　具	作業用器具、工具	手　　工　　具
イ　物さし又は巻尺 ロ　タイヤ・ゲージ ハ　タイヤ・デプス・ゲージ ニ　（蓄電池の充放電の測定具）	イ　ジャッキ又はリフト ロ　注油器 ハ　ホイール・ナット・レンチ ニ　輪止め ホ　（タイヤの空気充てん具） ヘ　（グリース・ガン） ト　（点検灯） チ　（トルク・レンチ）	イ　両口スパナ ロ　ソケット・レンチ ハ　プラグ・レンチ ニ　モンキー・レンチ ホ　プライヤ ヘ　ペンチ ト　ねじ回し チ　（ハンド・ハンマ） リ　（点検用ハンマ）
プラグ・レンチについては、ジーゼル自動車のみの車庫には適用しない。 括弧内のものは、有していることが望ましいものを示す。		

（自動車の点検及び整備に関する情報）

第7条　法第57条の2第1項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 当該自動車の販売を開始した日から6月以内に行うこと。

(2) 自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項（第2号に係る部分に限る。）の規定により情報を提供する場合にあつては、この限りでない。

(3) 自動車特定整備事業者又は使用者が第3項第3号に規定する作業機械（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。）の情報を用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。

(4) 提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。

2　前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。

(1) 有償（合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。）とすること。

(2) 自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合にあつては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく

点検及び整備を適確に実施するに足りる能力及び体制を有することが確認された者に限ること。

⑶　当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となつた場合においては、当該提供を終了すること。

3　法第57条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

⑴　自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号

⑵　道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第45条の4第2号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報

⑶　法第49条第2項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

⑷　前3号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報

第8条　法第57条の2第2項の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第47条の2及び第48条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、昭和26年7月1日から適用する。

2　第2条第4号及び第5号に規定する自動車修正基準については、これが告示されるまでは、自動車整備基準（昭和23年7月運輸省告示第185号）の例による。

附　則〔昭和29年7月20日運輸省令第40号抄〕

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和32年3月18日運輸省令第5号抄〕

1　この省令は、昭和32年4月1日から施行する。

附　則〔昭和35年10月10日運輸省令第38号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和36年10月3日運輸省令第51号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和38年10月1日運輸省令第53号〕

この省令は、昭和38年10月15日から施行する。

附　則〔昭和43年11月30日運輸省令第57号〕

この省令は、昭和43年12月1日から施行する。

附　則〔昭和45年7月29日運輸省令第67号〕

この省令は、昭和45年8月1日から施行する。

附　則〔昭和48年11月26日運輸省令第43号〕

この省令は、昭和48年12月1日から施行する。

附　則〔昭和49年11月21日運輸省令第45号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、昭和50年４月１日から施行する。〔後略〕

附　則〔昭和54年７月16日運輸省令第33号〕

この省令は、昭和54年10月１日から施行する。

附　則〔昭和58年３月15日運輸省令第８号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和57年法律第91号）の施行の日（昭和58年７月１日）から施行する。ただし、第５条の規定は公布の日から施行する。

附　則〔昭和62年３月26日運輸省令第27号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成２年11月29日運輸省令第31号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、貨物運送取扱事業法〔平成元年12月法律第82号〕及び貨物自動車運送事業法〔平成元年12月法律第83号〕の施行の日（平成２年12月１日）から施行する。

附　則〔平成７年２月28日運輸省令第８号抄〕

（施行期日等）

1　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成６年法律第86号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

附　則〔平成10年10月９日運輸省令第67号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成10年法律第74号）の施行の日（平成10年11月24日）から施行する。

附　則〔平成11年10月27日運輸省令第46号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成11年法律第66号）の施行の日〔平成12年５月１日〕から施行する。

附　則〔平成12年11月29日運輸省令第39号抄〕

（施行期日）

第１条　この省令は、平成13年１月６日から施行する。

附　則〔平成17年12月２日国土交通省令第112号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

附　則〔平成18年９月７日国土交通省令第86号抄〕

（施行期日）

第１条　この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律〔平成18年５月法律第40号〕の施行の日（平成18年10月１日）から施行する。

附　則〔平成19年３月14日国土交通省令第11号抄〕

（施行期日）

１　この省令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則〔平成27年７月１日国土交通省令第51号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成30年６月27日国土交通省令第51号〕

この省令は、平成30年10月１日から施行する。

附　則〔令和２年２月６日国土交通省令第６号抄〕

（施行期日）

第１条　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律〔令和元年５月法律第14号〕（以下「改正法」という。）の施行の日〔令和２年４月１日〕（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条中自動車点検基準第２条、第４条第２項及び第５条第２項の改正規定並びに別表第５の次に１表を加える改正規定並びに第７条中指定自動車整備事業規則第６条第１項の改正規定　令和２年10月１日

⑵　第２条中自動車点検基準別表第３、別表第５及び別表第６の改正規定〔中略〕　令和３年10月１日

〔経過措置〕

第７条　施行日において現に販売されている自動車の型式に固有の技術上の情報（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与する作業機械に関するものに限る。）であってその提供に相当の期間を要するものについては、令和２年12月31日までは、第２条の規定による改正後の自動車点検基準第７条第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

別表第５の２（有償で貸し渡す自家用二輪自動車等の定期点検基準）

（第２条、第５条関係）

点検箇所＼点検時期		６　月　ご　と	12　月　ご　と （６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	フロント・フォーク	ステアリング・ステムの軸受部のがた	１　損傷 ２　ステアリング・ステムの取付状態
制動装置	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	１　遊び ２　ブレーキの効き具合	
	ロッド及びケーブル類	緩み、がた及び損傷	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	（※１）１　ドラムとライニングとのすき間 （※１）２　シューの摺動（しゅう）部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド	（※１）１　ディスクとパッドとのすき間 （※１）２　パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	（※１）１　タイヤの状態 ２　ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み （※１）３　フロント・ホイール・ベアリングのがた （※１）４　リヤ・ホイール・ベアリングのがた	
緩衝装置	サスペンション・アーム		連結部のがた及びアームの損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷

点検箇所＼点検時期		6　月　ご　と	12　月　ご　と （6月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
動力伝達装置	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	作用
	トランスミッション	（※1）油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト		継手部のがた
	チェーン及びスプロケット	1　チェーンの緩み 2　スプロケットの取付状態及び摩耗	
	ドライブ・ベルト	（※1）摩耗及び損傷	
電気装置	点火装置	（※1）（※2）1　点火プラグの状態 2　点火時期	
	バッテリ	ターミナル部の接続状態	
	電気配線		接続部の緩み及び損傷
原動機	本体	（※1）1　エア・クリーナ・エレメントの状態 2　低速及び加速の状態 3　排気の状態	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	1　燃料漏れ 2　リンク機構の状態 3　スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動状態	
	冷却装置	水漏れ	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1　配管等の損傷 2　チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3　チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1　二次空気供給装置の機能 2　配管の損傷及び取付状態

点検時期 点検箇所	6　月　ご　と	12　月　ご　と （6月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
フレーム	緩み及び損傷	
その他	シャシ各部の給油脂状態	

（注）　①　（※1）印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされている時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

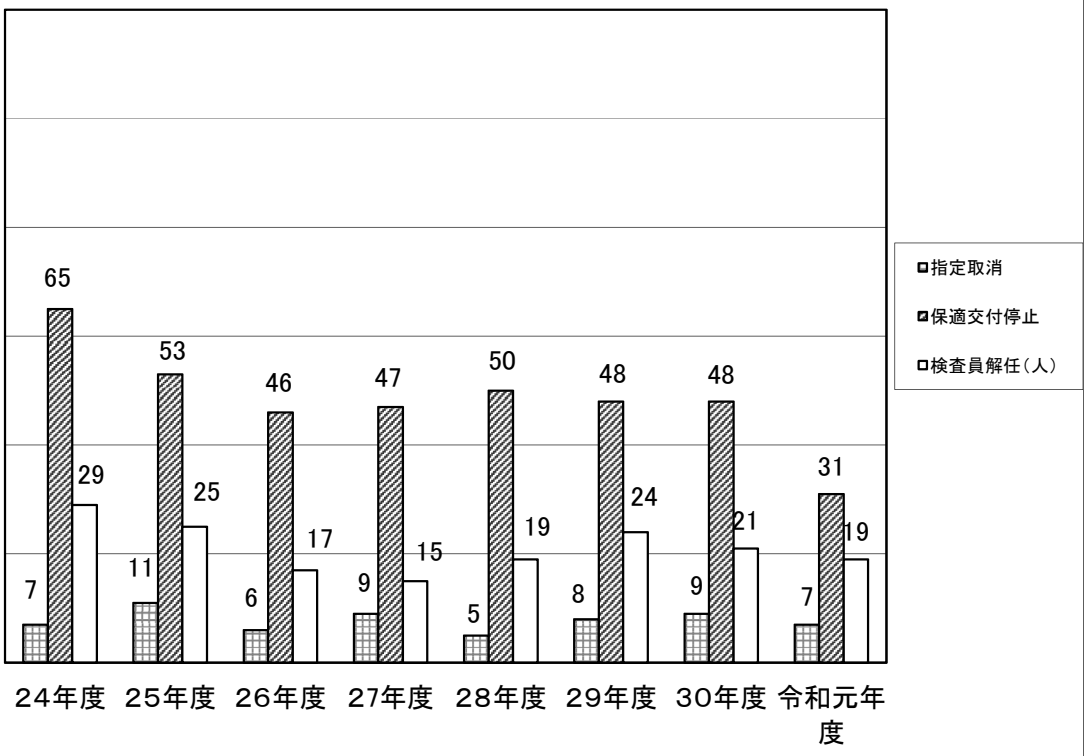
②　（※2）印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

Ⅱ　指定整備事業関係

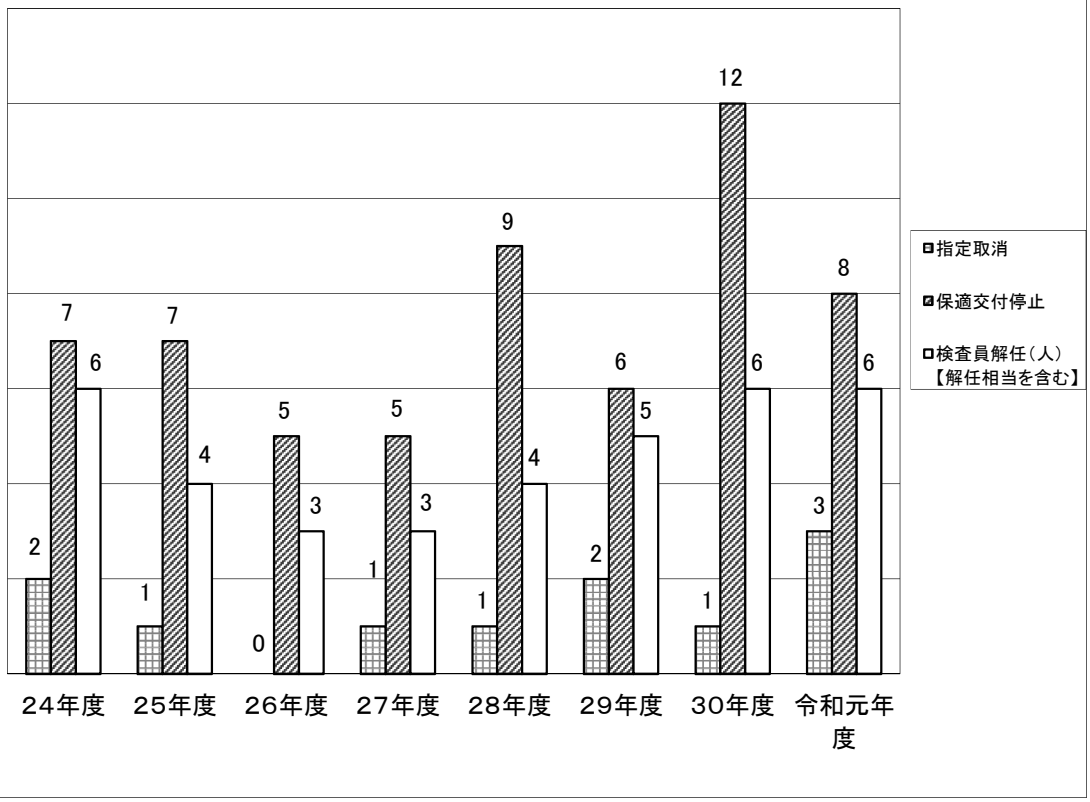
1．指定自動車整備事業者の処分状況

1．全国及び九州の処分状況

全　国



九　州



2. 管内の処分における違反内容

24年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・点検整備・検査をすべて実施せず	1件	・法令の規定を遵守する体制でない。	1件
・点検整備を実施せず	4件	・適合証の虚偽記載	5件
・検査をせず証明	2件	・指定整備記録簿の虚偽記載	5件
・同一性相違	3件	・不正改造状態	3件
・検査を全て実施せず	3件	・適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵	1件
・指定整備記録簿の一部記載誤り	1件	・整備作業と検査作業の分業化がされていない	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
9	指定処分件数	6	1				2	
8	認証処分件数	6				1	1	

25年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・点検整備上の瑕疵	0件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	2件	・法令の規定を遵守する体制でない。	2件
・適合証の不正交付	0件	・分解整備記録簿の記載誤り	0件
・保安基準不適合	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	0件
・同一性相違	1件	・適合証の虚偽記載	1件
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件(内点検1件)	・不正改造状態で手続き	2件
・不正改造状態	3件	・工員不足	1件
・不正改造実施	1件	・適合証の記載誤り	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
8	指定処分件数	1			1	3	2	1
3	認証処分件数	1				1	1	

26年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・点検整備上の瑕疵	0件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	0件	・法令の規定を遵守する体制でない。	1件
・適合証の不正交付	0件	・分解整備記録簿の記載誤り	0件
・保安基準不適合	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	1件
・同一性相違	2件	・適合証の虚偽記載	0件
・点検・整備・検査を全て実施せず	0件	・不正改造状態で手続き	2件
・不正改造状態	2件	・工員不足	0件
・不正改造実施	1件	・適合証の記載誤り	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
5	指定処分件数	2		1			1	1
3	認証処分件数			1	1	1		

27年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・虚偽の指定申請	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件
・指定整備記録簿の虚偽記載	3件	・分解整備記録簿の虚偽記載	2件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・分解整備記録簿の記載誤り・記載誤	1件
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	2件
・点検・整備を全て実施せず	3件	・料金表を掲示していない	1件
・検査を全て実施せず	1件	・整備主任者の虚偽の届	1件
・点検整備上の瑕疵	1件	・整備主任者の未選任	1件
・検査員の虚偽の届	1件	・整備主任者の変更未届	1件
・自賠責不足で適合証交付	2件	・不正改造状態で手続き	2件
・不正改造状態で適合証交付	1件	・ペーパー車検の依頼	1件
・不正改造実施	2件	・ペーパー車検で手続き	1件
・法令の規定を遵守する体制でない。	1件	・工員不足	1件
・概算見積書の未交付	2件		

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
7	指定処分件数	3			1	1		2
5	認証処分件数	1			2			2

28年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・検査機器の校正を一部実施せず	1件	・不正改造状態で適合証交付	2件
・対象車種以外に適合証交付	2件	・法令の規定を遵守する体制でない。	2件
・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・概算見積書の未交付	2件
・同一性相違	4件	・分解整備記録簿の虚偽記載	1件
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	1件
・点検・整備を全て実施せず	1件	・料金の過剰請求	1件
・点検・整備を一部実施せず	1件	・設備の要件を満たしていなかった。	1件
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・整備主任者の未届	1件
・点検整備上又は検査上の瑕疵	2件	・整備主任者の統括管理不足	1件
・自賠責不足で適合証交付(一部)	1件	・不正に車検証の交付を受けた	1件
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・工員不足	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
10	指定処分件数	2		2	2		3	1
3	認証処分件数	1					1	1

29年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件
・同一性相違	3件	・不適合状態で適合証交付	2件
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・検査と整備が分業化されていない	1件
・適合証の交付年月日の記載誤り	1件	・概算見積書の未交付	1件
・検査を一部実施せず	2件	・ペーパー車検で手続き	2件
・自賠責の未提示で適合証を交付	1件	・違反行為の依頼	1件
・自賠責不足で適合証交付(一部)	1件	・廃止届未提出	5件
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件	・不正に車検証の交付を受けた	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
8	指定処分件数			4		1	1	2
10	認証処分件数	6		1		1		2

30年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	4件	・不正改造状態で適合証交付	3件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・不適合状態で適合証交付	4件
・同一性相違	2件	・分解整備記録簿の虚偽記載	3件
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件
・点検・整備を全て実施せず	3件	・概算見積書の未交付	1件
・検査を全て実施せず	1件	・料金表を掲示していない	1件
・検査を一部実施せず	4件	・工員不足	1件
・適合証の検査年月日の虚偽記載	2件	・整備主任者の統括管理不足	3件
・自賠責不足で適合証交付(一部)	2件	・認証外の作業場で分解整備実施	2件
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・ペーパー車検で手続き	1件
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・ペーパー車検の依頼	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
13	指定処分件数	5	1	3	2	1	1	
7	認証処分件数	2		1	1			3

令和元年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不適合状態で適合証交付	2件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	3件	・分解整備記録簿を保存せず	1件
・指定整備記録簿を保存せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵があった	1件
・同一性相違	3件	・概算見積書の未交付	3件
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・ペーパー車検で手続き	2件
・点検・整備を一部実施せず	1件	・ペーパー車検の依頼	1件
・検査を全て実施せず	1件	・検査員の証明を虚偽記載	1件
・検査を一部実施せず	3件	・不正改造の実施	1件
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件	・整備主任者の統括管理不足	1件
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件	・料金表を掲示していない	1件
・不正改造状態で適合証交付	1件		

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
11	指定処分件数	5	1	1	2		1	1
7	認証処分件数	2	2	1	1		1	

処　分　一　覧　表　（令和元年度・指定）

番号	支局	事業形態	違反事項	処分基準	処分日	処分内容
1	佐賀	専業	・点検整備及び検査を全て実施せず適合証を交付した。 ・点検整備の一部を実施せずに適合証を交付した。 ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。	23年	5月30日	指定取消 検査員解任1名
2	鹿児島	専業	・不正改造状態で適合証を交付した。 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。	23年	8月7日	交付停止15日 検査員警告
3	熊本	専業	・点検整備及び検査を全て実施せず適合証を交付した。 ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。	23年	10月2日	指定取消 検査員解任2名
4	宮崎	専業	・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。	23年	10月3日	交付停止15日 検査員警告
5	長崎	専業	・法令の規定を遵守する体制でなかった。 ・検査員の証明を虚偽記載した。 ・検査の全てを実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿に虚偽記載した。	23年	11月12日	指定取消 検査員解任1名
6	福岡	専業	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。 ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。	23年	12月11日	交付停止40日 検査員解任1名
7	熊本	ディーラー	・故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ。 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。	23年	12月12日	交付停止15日
8	福岡	ディーラー	・法令の規定を遵守する体制でなかった。 ・故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ。 ・指定整備記録簿を2年間保存していなかった。	23年	12月12日	交付停止40日
9	福岡	ディーラー	・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった。	23年	12月20日	交付停止20日
10	福岡	専業	・不正改造を実施した。 ・検査員が不正改造を実施した。	23年	2月20日	交付停止20日 検査員解任1名
11	福岡	専業	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。 ・故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の一部記載誤り ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。	23年	3月12日	交付停止35日 検査員警告

２．「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

事　務　連　絡
平成２９年８月２５日

「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱について

指定自動車整備事業者に対しては、業務の重要性を鑑み、これまでも監査、研修会等を通じて法令遵守の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として法令に違反する事例が発生しており、最近においては、不正行為が組織的に行われるなど、巧妙化、悪質化し、保安基準適合証等を不正に交付する行為が発生しています。

これらの行為は、指定自動車整備制度の根幹を揺るがし、国民の信頼を損なう重大かつ悪質な行為である。その再発防止が厳に求められることから、平成２９年８月２５日付け（九運技整第３９６号）をもって自動車技術安全部長から管内運輸支局長あて「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」により通知しているところです。

つきましては、指定自動車整備事業者が、国に代わり業務を遂行する任にある事を踏まえ、下記について関係者に対する指導の強化を図られたい。

記

１．指定自動車整備事業者や自動車検査員に対し指定自動車整備事業の社会的責務の重要性を再認識させるように監査、研修会等あらゆる機会を捉え指導すること。
２．指定自動車整備事業者に対して、別添の点検表を用いて点検を行うよう促すこと。また、監査等の機会を捉え点検表の実施内容を確認すること。
３．指定自動車整備事業者に対して、事業場にて点検、整備、及び検査を行った車両であることを明確にし保存すること。

指定自動車整備事業　点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者

指定番号		点検日	令和　　年　　月　　日	実施者	
事業場名				条件	軸重　kg以下 車両重量・車両総重量　kg以下・未満 燃料等 大特　その他条件

対象自動車	普通（大）	普通（中）	普通（小）	普通（乗）	小四	小三	小二	軽	大特

工員数（B）	名	内訳			
			1級整備士※	名	整備士保有率（A）／（B）
			2級整備士※	名	
			3級整備士※	名	
			小計（A）	名	%
			1～3級整備士以外の工員	名	※（A）／（B）の値≧1／3以上必須

自動車検査員	

※　2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

		確認項目	適　・　否	備考
事業場全般	1	指定基準（工員数（4名以上ただし対象自動車が普通（大）は5名以上）、整備士保有率（1／3））は適合しているか	適　・　否	
	2	屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか	適　・　否	
	3	検査用機器に変更はないか	適　・　否	
	4	整備・点検作業場として届け出ている作業場以外（通路・完成検査場・路上等）で分解整備作業を行っていないか	適　・　否	
	5	事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適　・　否	
	6	管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか	適　・　否	
	7	事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適　・　否	
	8	事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適　・　否	
	9	認証・指定標識を見易いように掲示してあるか	適　・　否	
	10	指定整備に関する資料等が保管・管理されているか。	適　・　否	
	11	認証、指定の対象自動車以外の自動車が入庫していないか	適　・　否	
	12	事業場内（社用車、従業員のマイカー等）に不正改造車はないか	適　・　否	
	13	会社の休日及び営業時間外に、従業員が勝手に工場を使用していないか	適　・　否	
	14	主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適　・　否	
	15	自社以外の工員が作業していないか	適　・　否	
保安基準適合証	1	事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適　・　否	
	2	指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適　・　否	
	3	書損等及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか	適　・　否	
	4	保安基準適合証（紙保適）及び保安基準適合標章（電子保適）の出納管理（授受出納帳、交付台帳の記載等）は適切に行われているか	適　・　否	
	5	保安基準適合証綴（紙保適）及び保安基準適合標章綴（電子保適）の保管は適切に行われているか	適　・　否	
	6	事業者印の管理体制は適切に行われているか	適　・　否	
	7	保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適　・　否	
	8	検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適　・　否	
	9	適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適　・　否	
	10	保安基準適合証を交付した車両は、自賠責保険に適切に加入しているか	適　・　否	
	11	電子保安基準適合証システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか	適　・　否	

		確認項目	適　・　否	備考
指定整備の内容	1	料金表の掲示及び概算見積書の交付を確実に行っているか	適　・　否	
	2	受入点検の結果が記載されているか	適　・　否	
	3	保安基準に適合していない車両（不正改造を含む）が入庫した際に適切に対応しているか	適　・　否	
	4	作業指示は適正に行われているか	適　・　否	
	5	完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適　・　否	
	6	完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適　・　否	
自動車検査員	1	自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか	適　・　否	
	2	毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適　・　否	
	3	保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適　・　否	
	4	職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適　・　否	
	5	自工場以外で点検整備（一部も含む）をした車両の検査を行っていないか	適　・　否	
	6	自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適　・　否	
	7	検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適　・　否	
	8	検査作業の実務の全課程を自ら行っているか	適　・　否	
	9	検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適　・　否	
	10	保安基準に適合していない車両（不正改造等）に証明していないか	適　・　否	
	11	検査の年月日を操作して証明していないか	適　・　否	
	12	検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか	適　・　否	
	13	検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適　・　否	
指定整備記録簿	1	指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適　・　否	
	2	保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適　・　否	
	3	点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適　・　否	
	4	過去2年分の指定整備記録簿は適切に保管・管理されているか	適　・　否	
検査用機械器具	1	1日1回の始業点検は確実に行われているか	適　・　否	
	2	社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適　・　否	
	3	保守管理の記録は適切に行われているか	適　・　否	
	4	検査用機械器具の校正（検定）の有効期間は切れていないか	適　・　否	
	5	検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適　・　否	
	6	検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適　・　否	
その他	1	整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか	適　・　否	
	2	整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか	適　・　否	
	3	特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか	適　・　否	
	4	認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適　・　否	
	5	苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適　・　否	
	6	社内教育・研修を定期的に行っているか	適　・　否	
	7	検査作業と整備作業は分業化されているか	適　・　否	
	8	電子保安基準適合証を交付（保適情報を登録情報処理機関へ提供）することへの承諾書が2年間保存されているか	適　・　否	
	9	完成検査後に当該車両であることを明確に保存しているか	実施　・　未実施	

＊　この点検表については、監査時に確認を行います。

Ⅲ　検査業務関係

１．審査事務規程の第25次改正（プレスリリース）

プレスリリース
令和元年１０月１５日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第 25 次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年 10 月 15 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第 176 回及び第 177 回会合関係]

○　座席ベルト等に関し、「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改正に伴い、同規則第 8 改訂版を適用することとします。[6-41、7-41]

対象車：令和 2 年 9 月 1 日以降の新型車

令和 4 年 9 月 1 日以降の継続生産車

○　座席の取付け装置に関し、「座席、座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第 17 号）」の改正に伴い、同規則第 9 改訂版を適用することとします。[7-39]

対象車：令和 2 年 9 月 1 日以降の新型車

令和 4 年 9 月 1 日以降の継続生産車

○　灯火等に適用される協定規則が、新たに採択された 3 法規に統合されることに伴い、6-62～6-96、7-62～7-64 において規定する協定規則について、「信号灯火の統一規則に係る協定規則（第 148 号）」、「照射灯火の統一規則に係る協定規則（第 149 号）」又は「反射器の統一規則に係る協定規則（第 150 号）」を適用することとします。[6-62～96、7-62～64]

○　車両総重量が 8t を超える貨物自動車等に側方衝突警報装置を備えなければならないこととします。[6-98 の 4、7-98 の 4、8-98 の 4]

対象車：令和 4 年 5 月 1 日以降の新型車

令和 6 年 5 月 1 日以降の継続生産車

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-2　長さ、幅及び高さ	**8-2　長さ、幅及び高さ** ［審査事項なし］

7-2-1　テスタ等による審査

(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあっては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項関係、細目告示第 84 条第 1 項関係）

① 空車状態（細目告示第 6 条第 1 項第 1 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 1 号関係）

② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態（細目告示第 6 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 2 号関係）

③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。

ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。（細目告示第 6 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 3 号関係）

④ 車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、7-100 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。

この場合において、車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び 7-100 に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第 6 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 4 号関係）

⑤ 直進姿勢にある状態（細目告示第 6 条第 2 項関係、細目告示第 84 条第 2 項関係）

(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1) の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位は cm とし、1cm 未満は切り捨てるものとする。）とする。（細目告示第 6 条第 2 項関係、細目告示第 84 条第 2 項関係）

① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離

② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに 7-87 に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

(3) 外開き式の窓及び換気装置、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）、後写鏡、後方等確認装置並びに 7-100 に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定するものとし、この場合において、これらの装置（側方衝突警報装置を除く。）にあっては、その自動車の最外側から 250㎜ 以上、その自動車の高さから 300㎜ 以上、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）にあっては、その自動車の最外側から 100㎜ を超えて突出していてはならない。

ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から 250㎜ まで突出することができる。（保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 4 項関係、細目告示第 84 条第 4 項関係）

① 外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態

② 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び 7-100 に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態

7-2-2 ～ 7-2-6　省略

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
7-98 の 4　側方衝突警報装置	**8-98 の 4　側方衝突警報装置**
7-98 の 4-1　装備要件	**8-98 の 4-1　装備要件**
(1) 次に掲げる自動車（(2) の自動車を除く。）には、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し 7-98 の 4-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 9 関係） ① 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t を超えるもの ② ①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車	(1) 次に掲げる自動車（(2) の自動車を除く。）には、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、機能、性能等に関し 7-98 の 4-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 9 関係） ① 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t を超えるもの ② ①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車
(2) 次に掲げる自動車にあっては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。（保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 145 条の 5 関係） ① 被牽引自動車 ② 道路維持作業用自動車であって、車両前部に特殊な装備を有するもの ③ 道路維持作業用自動車であって、車両左側に特殊な装備を有するもの ④ 緊急自動車であって、車両前部に特殊な装備を有するもの ⑤ 緊急自動車であって、車両左側に特殊な装備を有するもの	(2) 次に掲げる自動車にあっては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。（保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 223 条の 5 関係） ① 被牽引自動車 ② 道路維持作業用自動車であって、車両前部に特殊な装備を有するもの ③ 道路維持作業用自動車であって、車両左側に特殊な装備を有するもの ④ 緊急自動車であって、車両前部に特殊な装備を有するもの ⑤ 緊急自動車であって、車両左側に特殊な装備を有するもの
7-98 の 4-2　性能要件（書面等による審査）	**8-98 の 4-2　性能要件（視認等による審査）**
(1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00 の 5.（5.2. を除く。）及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 5 関係）	(1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、機能、性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 223 条の 5 関係） ① 側方衝突警報装置の作動中は、確実に機能するものであること。 この場合において、側方衝突警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
(2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。	(2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
7-98 の 4-3　欠番	**8-98 の 4-3　欠番**
	8-98 の 4-4　適用関係の整理 7-98 の 4-4 の規定を適用する。

7-98 の 4-4　適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車については、7-98 の 4-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条の 5 関係）

① 令和 4 年 4 月 30 日以前に製作された自動車

② 令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア　令和 4 年 4 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車

イ　令和 4 年 5 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車であって、令和 4 年 4 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車と側方衝突警報装置に係る性能が同一であるもの

ウ　指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 4 月 30 日以前のもの

④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 6 年 4 月 30 日以前のもの

7-98 の 4-5　従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、側方衝突警報装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第 51 条の 5 関係）

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
①　令和4年4月30日以前に製作された自動車 ②　令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車 イ　令和4年5月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車であって、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車と側方衝突警報装置に係る性能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車 ③　新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年4月30日以前のもの ④　使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年4月30日以前のもの	

２．審査事務規程の第27次改正（プレスリリース）

プレスリリース
令和２年１月31日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第 27 次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第１項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和２年１月31日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トン以下のものには、協定規則第152号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととします。
[7-15、8-15、7-16、8-16]

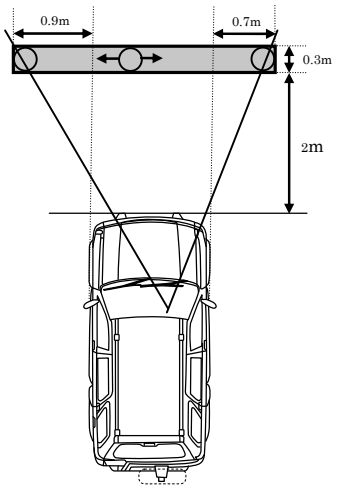
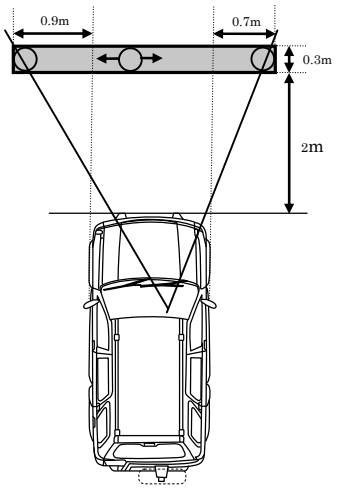
対象車：令和３年11月１日（輸入自動車は令和６年７月１日）以降の新型車

令和７年12月１日（輸入自動車は令和８年７月１日）以降の継続生産車

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
7-38　運転者席 **7-38-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第21条関係、細目告示第27条関係、細目告示第105条第1項関係） ① 普通自動車及び小型自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ1m直径30cmの円柱をいう。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。 ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。 ア　当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面 イ　当該自動車の前面から2.3mの距離にある鉛直面 ウ　自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.9mの距離にある鉛直面 エ　自動車の右側面（左ハンドル車にあっては「左側面」）から0.7mの距離にある鉛直面 （参考図）  ② ①ア及びイにおける「当該自動車の前面」とは、当該自動車の車体（バンパ、フック、ヒンジ等（指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものを除く。）の附属物を除く。）の前面とする。 ③ ①に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、①のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの	**8-38　運転者席** **8-38-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第21条関係、細目告示第183条第1項関係） ① 普通自動車及び小型自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ1m直径30cmの円柱をいう。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。 ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。 ア　当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面 イ　当該自動車の前面から2.3mの距離にある鉛直面 ウ　自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.9mの距離にある鉛直面 エ　自動車の右側面（左ハンドル車にあっては「左側面」）から0.7mの距離にある鉛直面 （参考図）  ② ①ア及びイにおける「当該自動車の前面」とは、当該自動車の車体（バンパ、フック、ヒンジ等（指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものを除く。）の附属物を除く。）の前面とする。 ③ ①に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、①のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
位置に置かれた障害物（高さ1m直径30cmの円柱をいう。）の一部が直接確認できない場合は、①の基準に適合しないものとする。 ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。 （条件） ア　自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。 イ　自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。 ウ　車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。 ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。 エ　運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。 (ｱ) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 (ｲ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 (ｳ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に25°の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 オ　運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、これらのものを取除いた状態とする。 ④　①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。 この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。 ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。 ア　サンバイザ イ　後写鏡及び後方等確認装置 ウ　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器 エ　一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯	位置に置かれた障害物（高さ1m直径30cmの円柱をいう。）の一部が直接確認できない場合は、①の基準に適合しないものとする。 ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。 （条件） ア　自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。 イ　自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。 ウ　車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。 ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。 エ　運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。 (ｱ) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 (ｲ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 (ｳ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に25°の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 オ　運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、これらのものを取除いた状態とする。 ④　①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。 この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。 ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。 ア　サンバイザ イ　後写鏡及び後方等確認装置 ウ　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器 エ　一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
オ　7-52-1-1（1）⑧に規定するもの カ　運転に必要な情報を表示するためのもの ⑤　運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。 この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ア　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの イ　貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。 この場合において、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。 ウ　かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から20cm以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの	オ　8-52-1-1（1）⑧に規定するもの カ　運転に必要な情報を表示するためのもの ⑤　運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。 この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ア　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの イ　貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。 この場合において、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。 ウ　かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から20cm以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの
(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Aピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側面ガラス分割バー、後写鏡（特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。）、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに7-52-1-1（1）に掲げるものを除く。）があってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1)③エ（(イ)に限る。）及びオの状態とする。	(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Aピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側面ガラス分割バー、後写鏡（特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。）、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに8-52-1-1（1）に掲げるものを除く。）があってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1)③エ（(イ)に限る。）及びオの状態とする。
(3) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第105条第2項関係） ①　指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席 ②　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席 ③　法第75条の3第1項の規定に基づき運転者席について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席	(3) 運転者席の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第183条第2項関係）
7-38-2　欠番 **7-38-3　欠番**	**8-38-2　欠番** **8-38-3　欠番**

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
	8-38-4　適用関係の整理 7-38-2の規定を適用する。
7-38-4 ～ 7-38-5　省略	

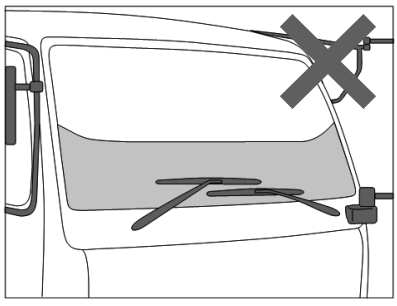
運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

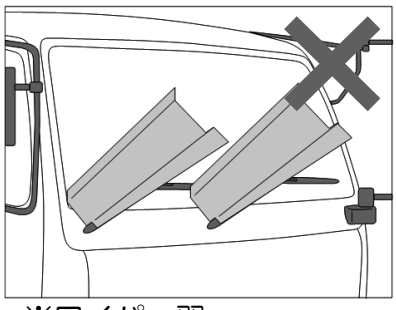
これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車
- ●乗車定員11人以上の乗用自動車
- ●車両総重量3.5t超の貨物自動車
- ●大型特殊自動車

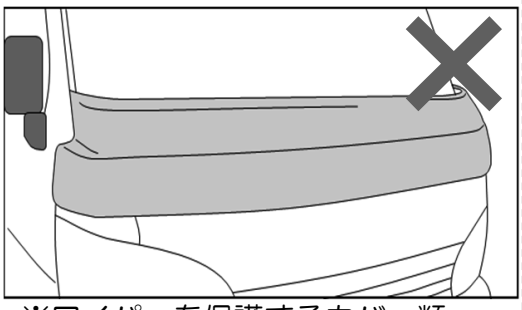
■装着していると基準不適合となる板状のものの例
- ●前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ●ワイパーに取付ける羽
- ●ワイパーを保護するカバー類



※窓ガラス下部の板



※ワイパー羽



※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和3年2月4日

３．審査事務規程の第28次改正（プレスリリース）

プレスリリース
令和２年３月31日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第 28 次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和２年４月１日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．「敷地等における秩序維持等」の明確化

○　的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、検査担当者等への相談や質問等の禁止について明確化を行います。[4-1]

２．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　原動機を停止した状態の自動車において乗降口に備える扉の施錠又は解錠と連動して作動する灯火（アンサーバック機能を有する灯火）を制限しないこととします。[1-3,6-92,7-92,8-92]

対象車：全車

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1　敷地等における秩序維持等

(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。

② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。

③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。

④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。

⑤ 受検車両の運転者（1 名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。

⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を 4km/h を超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。

⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。

⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。

⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。

⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。

⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。

⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。

⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。

⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。

⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。

⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。

⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。

⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。

⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。

⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。

ア　泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態

イ　汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態

ウ　排気管にプローブが挿入できる状態

エ　荷台等に物品等が積載されていない状態

オ　座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態

カ　窓ガラスが取外されていない状態

キ　全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態

ク　灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態

ケ　走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態

コ　エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態

サ　窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態

シ　寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態

ス　脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態

セ　軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改

造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態

ソ　専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）

(ｱ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態

(ｲ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態

(ｳ) (ｱ) 又は (ｲ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態

② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

③ 受検中は自動車検査票を保持すること。

④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。

また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。

⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。

⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。

⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。

⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。

⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。

⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。

⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。

また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。

⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。

⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。

⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。

⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。

⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

(3) 検査担当者等は、(1) ①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

(4) 検査担当者は、(1) ④から⑳までに掲げる事項及び (2) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対しこれらを遵守するよう口頭で指示すること。

(5) (4) に基づき指示したにもかかわらず、(1) ④から⑳までに掲げる事項及び (2) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけること。

(6) (5) に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。

また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

4-2 ～ 4-25　省略

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
7-92　その他の灯火等の制限 **7-92-1　装備要件** 自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係） (1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500㎜ 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 2 項、細目告示第 140 条第 2 項） ① 側方灯 ② 尾灯 ③ 後部霧灯 ④ 駐車灯 ⑤ 後部上側端灯 ⑥ 制動灯 ⑦ 補助制動灯 ⑧ 方向指示器 ⑨ 補助方向指示器 ⑩ 非常点滅表示灯 ⑪ 緊急制動表示灯 ⑫ 後面衝突警告表示灯 ⑬ 緊急自動車の警光灯 ⑭ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑮ 旅客自動車運送事業用自動車の地上 2,500㎜ を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（後部上側端灯を除く。） ⑯ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の終車灯 ⑰ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯 ⑱ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑲ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ⑳ 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火 ㉑ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器 ㉒ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ㉓ イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20㎠ 以下のものに限る。） ㉔ アンサーバック機能を有する灯火 ㉕ 走行中に使用しない灯火 (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはな	**8-92　その他の灯火等の制限** **8-92-1　装備要件** 自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（細目告示第 218 条第 1 項関係） (1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500㎜ 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 2 項） ① 側方灯 ② 尾灯 ③ 後部霧灯 ④ 駐車灯 ⑤ 後部上側端灯 ⑥ 制動灯 ⑦ 補助制動灯 ⑧ 方向指示器 ⑨ 補助方向指示器 ⑩ 非常点滅表示灯 ⑪ 緊急制動表示灯 ⑫ 後面衝突警告表示灯 ⑬ 緊急自動車の警光灯 ⑭ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑮ 旅客自動車運送事業用自動車の地上 2,500㎜ を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（後部上側端灯を除く。） ⑯ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の終車灯 ⑰ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯 ⑱ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑲ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ⑳ 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火 ㉑ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器 ㉒ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ㉓ イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20㎠ 以下のものに限る。） ㉔ アンサーバック機能を有する灯火 ㉕ 走行中に使用しない灯火 (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはな

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
らない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第62条第3項関係、細目告示第140条第3項） ①　低速走行時側方照射灯 ②　番号灯 ③　後退灯 ④　室内照明灯 ⑤　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器 ⑥　一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯 ⑦　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ⑧　運転者席で点灯できない作業灯 ⑨　運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFFが容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。） ⑩　イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が0.5cdを超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が20cm²以下のものに限る。） ⑪　アンサーバック機能を有する灯火 ⑫　走行中に使用しない灯火 (3) 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。（細目告示第62条第4項、細目告示第140条第4項） (4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。（細目告示第62条第5項、細目告示第140条第5項） (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項） ①　曲線道路用配光可変型前照灯 ②　配光可変型前照灯 ③　昼間走行灯 ④　側方灯 ⑤　方向指示器 ⑥　補助方向指示器 ⑦　非常点滅表示灯 ⑧　緊急制動表示灯 ⑨　後面衝突警告表示灯 ⑩　緊急自動車の警光灯 ⑪　道路維持作業用自動車の灯火 ⑫　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 ⑬　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える行先等を連続表示する電光表示器 ⑭　非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。） ⑮　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）	らない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第218条第3項関係） ①　低速走行時側方照射灯 ②　番号灯 ③　後退灯 ④　室内照明灯 ⑤　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器 ⑥　一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯 ⑦　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ⑧　運転者席で点灯できない作業灯 ⑨　運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFFが容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。） ⑩　イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が0.5cdを超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が20cm²以下のものに限る。） ⑪　アンサーバック機能を有する灯火 ⑫　走行中に使用しない灯火 (3) 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。（細目告示第218条第4項） (4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。（細目告示第218条第5項） (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第218条第6項） ①　曲線道路用配光可変型前照灯 ②　配光可変型前照灯 ③　昼間走行灯 ④　側方灯 ⑤　方向指示器 ⑥　補助方向指示器 ⑦　非常点滅表示灯 ⑧　緊急制動表示灯 ⑨　後面衝突警告表示灯 ⑩　緊急自動車の警光灯 ⑪　道路維持作業用自動車の灯火 ⑫　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 ⑬　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える行先等を連続表示する電光表示器 ⑭　非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。） ⑮　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火 ⑯　点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火 ⑰　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯 ⑱　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯 ⑲　法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯 ⑳　路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器 ㉑　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器 ㉒　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ㉓　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。） ㉔　イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が0.5cdを超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が20cm²以下のものに限る。） ㉕　アンサーバック機能を有する灯火	第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火 ⑯　点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火 ⑰　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯 ⑱　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯 ⑲　法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯 ⑳　路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器 ㉑　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器 ㉒　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ㉓　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。） ㉔　イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が0.5cdを超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が20cm²以下のものに限る。） ㉕　アンサーバック機能を有する灯火
(6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（7-62から7-91までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。（細目告示第62条第7項関係、細目告示第140条第7項） ①　制動灯 ②　補助制動灯 ③　後退灯 ④　方向指示器 ⑤　補助方向指示器	(6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（8-62から8-91までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。（細目告示第218条第7項） ①　制動灯 ②　補助制動灯 ③　後退灯 ④　方向指示器 ⑤　補助方向指示器

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
⑥　緊急制動表示灯 ⑦　後面衝突警告表示灯 ⑧　速度表示装置の速度表示灯 ⑨　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器	⑥　緊急制動表示灯 ⑦　後面衝突警告表示灯 ⑧　速度表示装置の速度表示灯 ⑨　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
(7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04 の 18.1.8.1.から 18.1.8.3.までに掲げるものにあっては、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 8 項関係、細目告示第 140 条第 8 項）	(7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、8-24-1-1 (5)④及び 8-24-1-1 (6)④に掲げるものにあっては、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 7 項）
(8) 自動車には、7-62 から 7-91 までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 9 項、細目告示第 140 条第 9 項）	(8) 自動車には、8-62 から 8-91 までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 9 項）
(9) 自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。（細目告示第 62 条第 10 項、細目告示第 140 条第 10 項）	(9) 自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。（細目告示第 218 条第 8 項）
(10) (1) ②から⑦まで及び⑮に掲げる灯火（(1) ④に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 9 項関係、細目告示第 140 条第 9 項関係）	(10) (1) ②から⑦まで及び⑮に掲げる灯火（(1) ④に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 9 項関係）
(11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯（(5) ⑰から⑲に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置(ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。)を備えた作業灯、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係）	(11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯（(5) ⑰から⑲に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置(ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。)を備えた作業灯、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 218 条第 12 項関係）
(12) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示する	(12) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示する

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。(細目告示第62条第13項、細目告示第140条第13項) **7-92-2　欠番** **7-92-3　欠番**	ための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。(細目告示第218条第11項) **8-92-2　欠番** **8-92-3　欠番** **8-92-4　適用関係の整理** 7-92-4の規定を適用する。
7-92-4 ～ 7-92-7　省略	

４．審査事務規程の第30次改正（プレスリリース）

プレスリリース
令和 2 年 6 月 12 日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第 30 次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 2 年 6 月 12 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

【自動運行装置関係】

○　自動運行装置は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関する基準に適合するものでなければならないこととします。[6-104、7-104、8-104]

対象車：自動車の製作年月日にかかわらず、自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）

【電気装置関係】

○　自動運行装置を備える自動車の電気装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならないこととします。[7-25、8-25]

・サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関する基準
・当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関する基準

【座席関係】

○　協定規則第 80 号に対応する自動車に備えられた座席（主に大型バスの客席）について、自動車の衝突を想定した場合等に座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付方法の試験について静的試験を禁止することとします。[7-39]

対象車：令和 3 年 9 月 1 日以降の新型車
令和 4 年 9 月 1 日以降の継続生産車

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

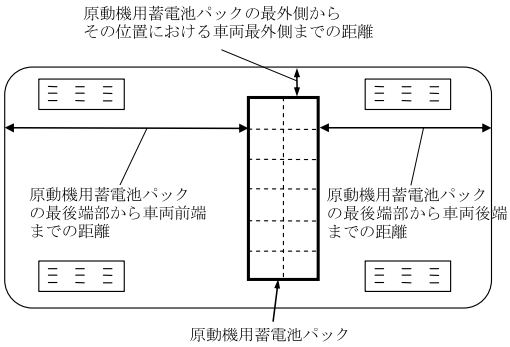
お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
7-25　電気装置 **7-25-1　性能要件** **7-25-1-1　省略** **7-25-1-2　書面等による審査** (1) 自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第21条第3項関係、細目告示第99条第3項、第4項関係、適用関係告示第14条第20項関係） ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づきサイバーセキュリティシステムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置 (2) 自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添121「プログラム等改変システムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第17条の2第4項関係、細目告示第21条第4項関係、細目告示第99条第5項、第6項関係、適用関係告示第14条第20項関係） ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置 (3) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとし	**8-25　電気装置** **8-25-1 ～ 8-25-4　省略**

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
て、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項関係、適用関係告示第14条第15項関係） ①　電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.2.、6.3.及び6.10.に適合するものとする。 また、7-25-1-1（4）の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。（細目告示第99条第7項第1号ル） ②　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R136-00 の 5.2.及び5.3.並びに6.（客室を有しない自動車にあっては 6.4.2.及び 6.5.を除く。）に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00 の 6.2.、6.3.及び6.10 に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車には UN R136-00 の規定は適用しない。（細目告示第99条第7項第2号リ、ヌ） ア　令和2年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車であって、次に掲げる自動車以外のもの (ｱ) 平成30年1月20日以降の型式指定自動車 (ｲ) 平成30年1月20日以降の新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であって電力により作動する原動機を有するもの（平成30年1月20日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。） イ　令和2年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、令和2年1月19日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの (4) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係、適用関係告示第14条第13項関係）	

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
①　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）については、UN R137-01-S2 の 5.2.8.に適合すること。 ②　自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が 2.5t を超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R94-03-S1 の 5.2.8.に適合すること。 ③　座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R95-03-S7 の 5.3.7.に適合すること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R95-03-S2 の 5.3.6.に適合するものであればよい。 ア　平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車 イ　平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車のうち、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの ウ　平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ④　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.に適合すること。 ⑤　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R12-04-S5 の 5.5.又は UN R94-03-S1 の 5.2.8.に適合すること。 ⑥　①に規定する自動車以外の自動車については細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5.1.に、④に規定する自動車以外の自動車については同別添 5.2.にそれぞれ適合すること。 ⑦　①に規定する自動車以外の自動車については細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6.1.に、③に規定する自動車以外の自動車については同別添 6.2.にそれぞ	

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
れ適合すること。 ⑧　原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4.の基準に適合すること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4.1.に適合するものとする。 (5) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。(細目告示第 99 条第 9 項関係) ①　指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 ②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置及び原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置及び原動機用蓄電池 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき感電防止装置及び原動機用蓄電池の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた感電防止装置及び原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置及び原動機用蓄電池 (6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(4) ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800㎜ を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③の要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ①　UN R137-01-S2 の 5.2.8.又は UN R94-03-S1 の 5.2.8.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420㎜ 以上の位置 ②　細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の後面衝突に関する要件が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65㎜ 以上の位置 ③　UN R95-03-S7 の 5.3.7.が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあっては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130㎜ 以上の位置	

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
（参考図）  **7-25-2　欠番** **7-25-3　欠番** **7-25-4 ～ 7-25-11　省略**	

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
7-104　自動運行装置 **7-104-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には自動運行装置を備えることができる。（保安基準第48条第1項関係） **7-104-2　性能要件** **7-104-2-1　テスタ等による審査** なし。 **7-104-2-2　視認等による審査** なし。 **7-104-2-3　書面等による審査** (1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第48条第2項、細目告示第72条の2、第150条の2関係） ①　自動運行装置の作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、かつ、乗車人員の安全を確保できるものであること。 ②　運転者の意図した操作によってのみ自動運行装置が作動するものであり、かつ、運転者の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。 ③　自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができる。 ④　自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、③の警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができる。 ⑤　走行環境条件を満たさなくなった場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、運転者が③又は④の警報に従って運転操作を行わないときは、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。 ⑥　③の場合において、急激な天候の悪化その他の予測することができないやむを得ない事由により、事前に十分な時間的余裕をもって警報を発することが困難なときは、③及び⑤の規定にかかわらず、当該事由の発生後直ちに、③の警報を発するとともに、走行環境条件を満たさなくなった場合には直ちに、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであればよい。 この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は当該制御が作動した場合にのみ終了することができる。 ⑦　自動運行装置又はリスク最小化制御の作動中、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。	**8-104　自動運行装置** **8-104-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には自動運行装置を備えることができる。（保安基準第48条第1項関係） **8-104-2　性能要件** **8-104-2-1　テスタ等による審査** なし。 **8-104-2-2　視認等による審査** (1) 自動運行装置の作動中、確実に機能するものであること。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
⑧　走行環境条件を満たさなくなった後、再び当該条件を満たした場合は、運転者の意図した操作によりあらかじめ承諾を得ている場合に限り、②、⑤及び⑥の規定にかかわらず、自動運行装置は自動的に作動を再開することができる。 ⑨　次に掲げる場合において、自動運行装置が作動しないものであること。 ア　走行環境条件を満たしていない場合 イ　自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合 ⑩　自動運行装置の作動状態（自動運行装置が作動可能な状態にあるかどうかを含む。）を運転者に表示するものであること。 また、当該表示は運転者が容易に確認でき、かつ、当該状態を容易に判別できるものであること。 ⑪　自動運行装置の作動中、運転者が③の警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常に監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。 また、運転者が当該警報に従って当該状態にならない場合には、リスク最小化制御が作動するものであること。 ⑫　自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者に視覚的に警報するものであること。 ⑬　自動運行装置の機能について冗長性をもって設計されていること。 ⑭　高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（自動運行装置作動中の最高速度が 60km/h 以下であるものに限る。）にあっては、細目告示別添 122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」に定める基準に適合するものであること。 この場合において、これと同等以上の性能を有するものは、当該基準に適合するものとみなす。 ⑮　自動運行装置に備える作動状態記録装置は、細目告示別添 123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。	
(2) 次に掲げる自動運行装置及び 4-21-3 の規定により走行環境条件付与書の提示があった自動車に備える自動運行装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、「その機能を損なうおそれのある損傷等」については、特に指示をする場合を除き、衝突被害軽減制動制御装置にも使用される前方検知のためのミリ波レーダー等の装着部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認すること。 ①　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた自動運行装置 ②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている自動運行装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている自動運行装置又はこれに準ずる性能を有する自動運行装置 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき自動運行装置の指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を	(2) 自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるものは、(1) の基準に適合しないものとする。 この場合において、「自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷」については、特に指示をする場合を除き、衝突被害軽減制動制御装置にも使用される前方検知のためのミリ波レーダー等の装着部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認すること。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
有し、かつ、同一の位置に備えられた自動運行装置又はこれに準ずる性能を有する自動運行装置 **7-104-3　欠番** **7-104-4　欠番**	 **8-104-2-3　書面等による審査** なし。 **8-104-3　欠番** **8-104-4　欠番**

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年6月12日

並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和2年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2））が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 自動運行装置が備えられている自動車は、第1号様式（その2）「自動運行装置」欄の有無のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html



トップページを
下方にスクロール

左から2番目の
アイコンをクリック

※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和3年6月12日

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年6月12日

二輪自動車等の前照灯審査について、すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあっては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であって、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの

② 令和2年10月１日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

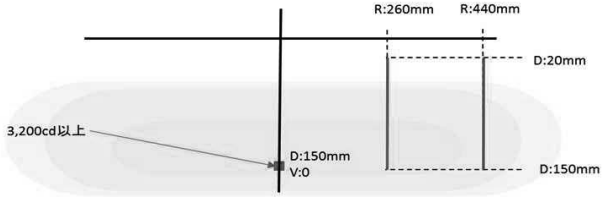
本改正の適用日：令和元年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

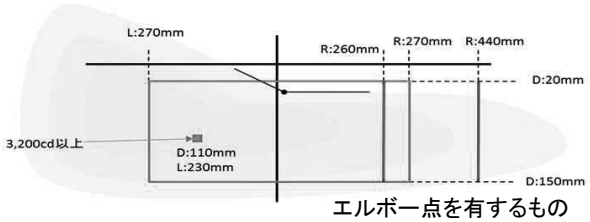
◆すれ違い用前照灯の審査基準 【概要】

（1）次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。

（2）光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



水平カットオフラインを有するもの



エルボー点を有するもの

◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

（1）現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。

（2）現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

①すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。

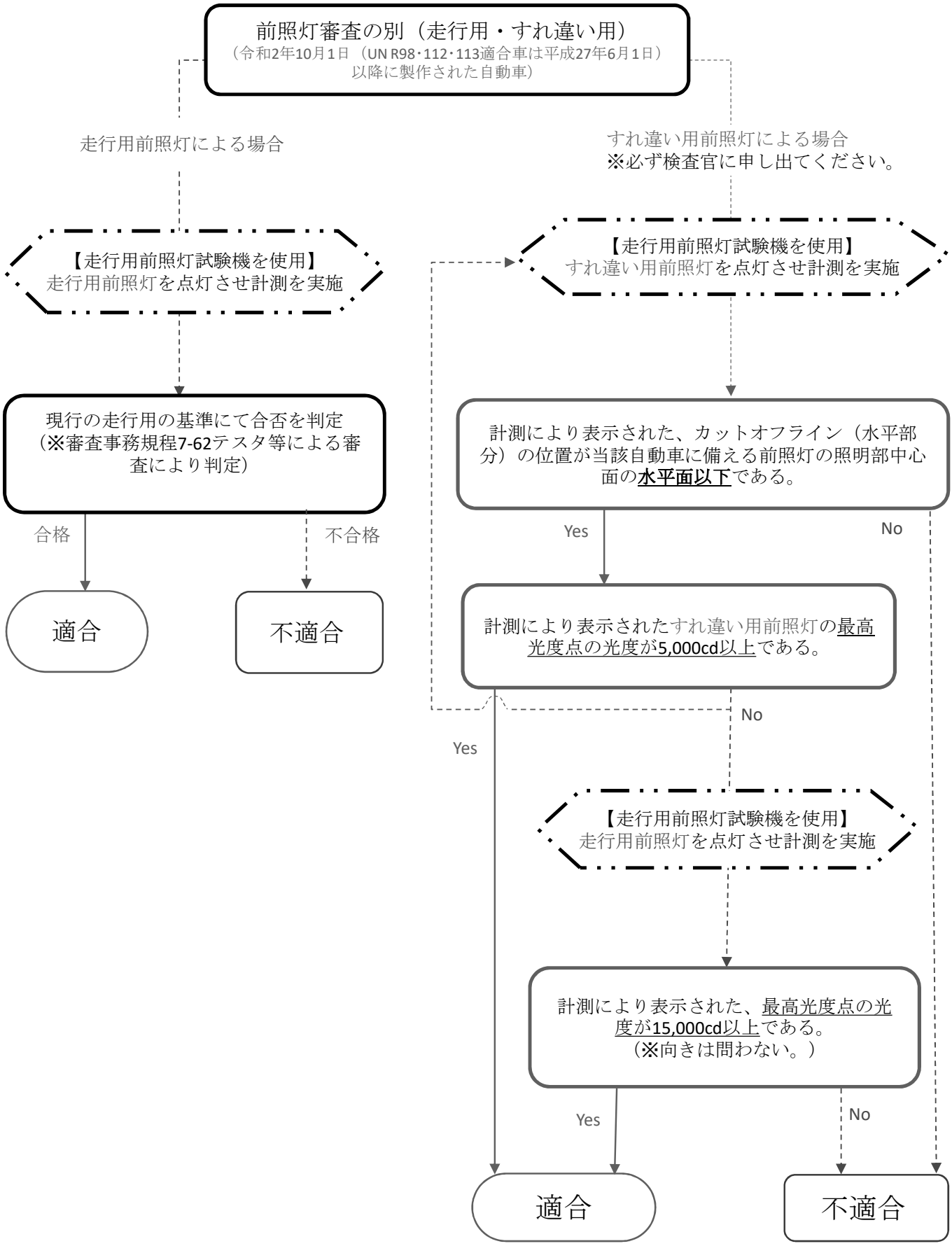
②すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限 令和3年6月12日

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



Ⅳ　Q&A

1．指定関係

（1）設備・管理組織等

Q１．事業場管理責任者を工員の数に含めてもよいか。

A１．
工員としての要件「常時、点検及び整備作業に直接従事している者」に該当すれば５名または、４名に含めても構いません。

Q２．指定工場の工員数で、フロント（整備士有資格者含む）を工員数に含めてもよいか。

A２．
当該事業場の職務規程等において、フロントマンが受入点検、日常点検等を実施することが定められており、かつ、実際に同業務を行うことが明らかな場合には、工員と認めて差し支えないが、直接自動車の整備作業に従事しない専従フロントは工員とみなされません。

Q３．自動車検査員は何名でも選任できるか。

A３．
何名でも選任することができます。
ただし、選任されている自動車検査員は検査員研修を受講しなければなりません。

Q４．同一敷地内に完成検査場を設置することができない場合は、他の場所に設置することはできるか。

A４．
作業場は、原則として整備中の自動車が、道路上を移動することがないよう配置されていることが求められています。
ただし、完成検査場及び車両置場については、やむをえない場合に限り「検査設備の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない」と規定されています。
なお、有効期間が満了している車両は、市町村の臨時運行許可番号標等の使用により移動することとなります。

Q５．保安基準適合証を自動車整備振興会から購入した際に持参する保安基準適合証の授受出納簿の取扱印（工場）は誰の印か。
また、使用が終わった際の印は誰が押印するのか。

A５．
保安基準適合証の管理は、事業場管理責任者ですので必ず事業場管理責任者が購入後直ちに確認し、押印して保管しておいて下さい。
また、使用終了時においても交付枚数、書損枚数、残冊数等を確認した上で事業場管理責任者が押印して下さい。

Ｑ６．自動車検査用機械器具の校正において、不合格となった場合はどのようにすればよいか。

Ａ６．
完成検査業務はできません。
また、運輸支局に速やかに電話等により連絡するとともに次の書類を提出して下さい。
① 自動車検査用機械器具校正不適合報告書
② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（薄いピンク色の用紙）
※再校正の結果適合した場合
① 自動車検査用機械器具校正適合報告書
② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（写し）

Ｑ７．既存の指定工場で、対象とする自動車が普通（大）の工場の場合、工員を５人以上から４人にしたいが可能か。

Ａ７．
対象とする自動車について、「普（大）」から「普（中）」への変更手続が必要となる。
※ 変更に必要な書類
① 申請書（第１号様式（指定））
② 旧指定書（正本）紛失した場合は顛末書

なお、「普（中）」で「大型特殊」も指定整備の対象としている場合には、車両総重量８トン、最大積載量５トン以上又は乗車定員３０人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、検査場に持ち込んで検査を受けることとなります。

Ｑ８．既存の指定工場で、対象とする自動車が「大型特殊」及び「普（中）」の工場の場合、工員を５人から４人にしたいが可能か。

Ａ８．
可能である。
ただし、工員が４人の場合は、車両総重量８トン、最大積載量５トン以上又は乗車定員３０人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、持ち込み検査を受けることとなります。
なお、この場合は、対象車種の変更の手続きは不要です。

Ｑ９．騒音計の検定日を、他の自動車検査用機械器具の校正時にできるか。

Ａ９．
騒音計の規定は、計量法により検定の期間は５年となっており、指定検査機関も異なりますのでできません。
なお、音量計は指定自動車整備事業規則第１２条の規定にある自動車検査用機械器具のため１年毎に校正が必要となります。

（２）完成検査関係

Ｑ１．二輪自動車で前照灯を２個有する場合（両方とも走行用前照灯が点灯するものに限る）、指定整備記録簿にはどのように記載すればよいか。

Ａ１．
左右それぞれ（１灯づつ）記載して下さい。
なお、測定光度について、左右それぞれ１５，０００ｃｄ以上必要です。

Ｑ２．制動力の総和は保安基準では、前輪のみタイヤがロックすれば適合とあるが、サイド・ブレーキがロックして基準に満たない場合はどうすればよいか。

Ａ２．
サイド・ブレーキは検査時車両状態の２０％（１.９６N/kg）以上の制動力が必要であり、ロックでは合格となりません。

Ｑ３．ＬＰＧ車の気密試験について、気密試験合格前に保安基準適合証は交付できるか。

Ａ３．
気密試験合格証により保安基準第１７条の適合判定を行う場合は、気密試験合格後でなければ、保安基準適合証への証明はできません。

Ｑ４．黒煙の測定は全車、検査機器を使用する必要があるか。

Ａ４．
規制値が２５％以下（型式ＫＥ－、ＫＦ－、ＫＧ－等）については、目視による判断が難しいことから全車テスターを用いての測定をしてください。その記録用紙はいずれの場合も指定整備記録簿に貼付しておいて下さい。
また、規制値が５０％及び４０％以下の車両については、従来どおり目視による検査でも可能ですが目視により判断が出来ない場合は検査機器を用いての判定をして下さい。
なお、オパシ認定車については、すべてオパシメータを用いての測定をしてください。（Ｑ９及び別紙フローチャート等を参照してください。）

Ｑ５．特定期日を超えた特定地域のＮＯｘ・ＰＭ法不適合車について、継続検査と管轄変更入りを同時に行う場合、関係書類が完備していれば先に保安基準適合証を交付することはできるか。

Ａ５．
完成検査を実施する際に、管轄変更前であれば保安基準不適合の状態なので保安基準適合証の交付はできません。
先に管轄変更入りの手続きをするか、若しくは持ち込み検査を受検して下さい。

Ｑ６．同一の自動車を複数の自動車検査員で完成検査を実施する場合の取扱いはどのようにしたらよいか。

Ａ６．
分担して行う作業を適正に実施し、かつ、実施後に個々の自動車検査員の担当した項目が明確にできるよう、予め社内規程（業務処理規程）等に点検・検査作業を行う際の作業区分を定めておくことが必要です。
指定整備記録簿への記載は、実施した自動車検査員の氏名、作業区分及び実施日を記載します。
保安基準適合証への証明は、検査の実務に携わった全ての自動車検査員が証明します。
この場合において検査が複数日に渡る場合は、最終的に検査の実務を行った年月日を記載します。
また、証明欄に全ての自動車検査員が記名できない場合は、最終的に検査の実務を行った自動車検査員の署名及び押印に続き外何名と記載し、外の自動車検査員については余白部に署名及び押印をします。

Ｑ７．登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）を紛失した場合は登録部門の不審案件の決裁文書により処理されるが、これをもって保安基準適合証扱いとできるか。

Ａ７．
登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）でないと保安基準適合証扱いはできません。
不審案件処理のため、必ず現車の持ち込み検査が必要になります。

Ｑ８．車軸昇降装置付きトレーラのブレーキの完成検査判定及び指定整備記録簿の記載方法はどうすれば良いか。

Ａ８．
自動車検査証の軸重欄に車軸上昇時の重量、備考欄に車軸下降時の重量が記載されています。車軸を上昇させた状態、強制的に下降させた状態、共にブレーキ判定を行い、指定整備記録簿には軸重、測定制動力及び判定結果をそれぞれ、車軸を下降させた状態を記入欄に、車軸を上昇させた状態を走行テスト欄等に記入する。

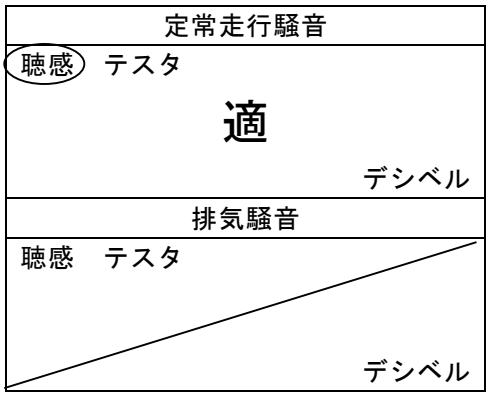
Ｑ９．オパシメータを備えていないが、オパシ認定車の完成検査の際、排出ガス検査判定を黒煙測定器で検査して良いか。

Ａ９．
オパシメータでなければ排出ガス検査判定ができません。よって、オパシメータを備えていなければ持ち込み検査となります。

Ｑ１０．電気自動車（排気管を有しない自動車）の完成検査において、定常走行騒音の取扱い、指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

Ａ１０．
定常走行騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車については当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取扱います。
この場合、指定整備記録簿の該当項目の欄には、聴感を〇で囲み「適」と記載してください。

電気自動車（排気管を有しない自動車）
指定整備記録簿の記載例



（参考）
排気騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車は除かれていますので、指定整備記録簿の該当項目の欄には、斜線「／」を記載してください。

（３）保安基準適合証等関係

Ｑ１．登録番号標を紛失し、かつ、自動車検査証の有効期間が満了している車両に保安基準適合証を交付する場合はどのようにすればよいか。

Ａ１．
支局等まで臨時運行許可番号標等で現車を持ち込むなどにより、新たに登録番号標の交付を受け封印を済ませたあと、事業場で保安基準適合証に証明を行い交付して下さい。

Ｑ２．保安基準適合証および保安基準適合標章を書損した場合はどのように処理すればよいか。

Ａ２．
記載面（標章は表裏とも）を朱抹し保安基準適合証綴りに保管し、保安基準適合証等交付台帳に書損理由を記載して下さい。

Ｑ３．ＯＡ機器の導入に伴い、保安基準適合証を作成するため綴りより切り離してよいか。

Ａ３．
電算処理を行う場合は保安基準適合証を切り離しても構いません。
保安基準適合証綴りの使用が終了した時点で、確実に編綴し５０枚あるか確認のうえ保存して下さい。

Ｑ４．　保安基準適合証の有効期間前に自賠責保険の期間が終了するとき「最終の検査申請日」の記載がない保安基準適合証は交付できるか。

Ａ４．
自賠責保険の期間と保安基準適合証の有効期間の最終日に更新されるべき自動車検査証有効期間の全部と重複しないときは、保安基準適合証の交付はできません。
ただし、保安基準適合証の有効期間内であって自賠責保険期間の終了日を最終の検査申請日として、明りょうに記載することを条件に特例措置として保安基準適合証の交付が可能となります。

Ｑ５．「最終の検査申請日」を経過した場合、保安基準適合証の有効期間内（検査を行った日から１５日間）であれば継続検査申請はできるか。

Ａ５．
継続検査申請はできます。
ただし、このとき保険期間を１ヶ月分追加契約した自賠責保険証明書の原本を検査申請窓口に提示しなければなりません。
この場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章の訂正は不要です。

Ｑ６．保安基準適合証交付後、事故等で廃車することとなり、有効期間の更新手続きを行わなかった場合、どのように処理すればよいか。

Ａ６．
保安基準適合証は書損扱いとせずに「事故により有効期間切れ」等の処理をし、保安基準適合証綴りに編綴しておいて下さい。なお、保安基準適合証等交付台帳の備考欄等にその旨を記載しておいて下さい。

Ｑ７．自動車検査証を紛失し、自動車検査証の写しがある場合には、この写しをもって保安基準適合証の交付ができるか。

Ａ７．
交付はできません。
同一性の確認は、必ず「自動車検査証」及び「登録識別情報等通知書」（旧：抹消登録証明書）「自動車検査証返納証明書」により行わなければならず、写しによる確認は厳禁です。
よって、必ず自動車検査証の再交付を受けてから同一性の確認を行い、保安基準適合証を交付して下さい。
（「登録識別情報等通知書」等については、「（２）完成検査関係」Ｑ７を参照下さい。）

Ｑ８．保安基準適合証綴（５０枚）を紛失（盗難等）した場合の処理はどのようにすればよいか。

Ａ８．
紛失（盗難等）の事実が判明した場合は、警察に届出（盗難届、紛失物届）後、運輸支局に連絡し、運輸支局に書面で報告して下さい。
なお、このような場合は不正使用を防止するため運輸局より全国に連絡をしています。

Ｑ９．保安基準適合証等への車台番号記載（入力）要領について。（紙・電子ともに同じ。）

Ａ９．
自動車検査証のとおり記載して下さい。
従来、保安基準適合証等への車台番号の記載（入力）については、現車のとおり記載または入力するようお願いしておりましたが、車台番号が職権打刻の場合は、漢字を除いた数字部分のみ、また、－（ハイホン）の有り無しについては**自動車検査証のとおり**記載または入力していただくこととしました。

自動車検査証	福〔９１〕１２３４福	適合証	９１１２３４
自動車検査証	国（０１）５６１２３４	適合証	０１５６１２３４
自動車検査証	ＡＢ－０００１２３４	適合証	ＡＢ－０００１２３４
自動車検査証	ＡＢ０５６１２３４	適合証	ＡＢ０５６１２３４

Ｑ１０．保安基準適合証等の使用者欄の記載（入力）について。（紙・電子ともに同じ。）

Ａ１０．

自動車検査証のとおりに記載または入力して下さい。（使用者名、使用者住所ともに。）

使用者名については、(株)や(有)など**省略せず**、自動車検査証のとおりに**株式会社**や**有限会社**と記載（入力）して下さい。
住所については、市、郡からではなく、自動車検査証のとおりに**県名から全て**記載（入力）して下さい。

Ｑ１１．市町村合併で住居表示が変更となり、自動車検査証の使用者の住所と異なる場合に保安基準適合証の住所記載はどのようにしたら良いか。

Ａ１１．

自動車検査証のとおりに記載（入力）して下さい。

Ｑ１２．整備命令の交付を受けている車両について、車検整備後保安基準適合証の交付ができるか。

Ａ１２．

保安基準に適合すれば交付は可能ですが、整備命令書の整備すべき事項等の適合確認が完了しないと自動車検査証有効期間の更新はできません。現車提示が必要な場合もありますので、運輸支局整備部門へ問合せ下さい。

２．研修関係

Ｑ１．自動車検査員研修の受講対象者は誰か。

Ａ１．

選任自動車検査員及び自動車検査員有資格者で受講を希望する者です。

Ｑ２．選任自動車検査員が研修を受講しなかった場合どうなるのか。

Ａ２．

正当な理由がなく欠席した場合は、行政処分の対象となります。

Ｑ３．選任された自動車検査員で整備主任者としても選任されている場合、自動車検査員研修及び整備主任者研修の両方を受講しなければならないか。

Ａ３．
検査員研修は必ず受講して下さい。
整備主任者研修の法令研修は、自動車検査員研修を受講すれば整備主任者研修（法令）を受講したものとみなされますが、技術研修は受講して下さい。
技術研修については当該事業場において１名以上が受講していれば受講しなくてもよいこととなっています。この場合、事業場内教育を行うこととなります。

３．整備関係

Ｑ１．小型四輪の認証で小型四輪の貨物車であって最大積載量が３トンの車両の整備ができるか。

Ａ１．
小型貨物自動車（４ナンバー）であれば最大積載量が３，０００ｋｇであっても整備できます。（従来は「新型自動車の審査基準」により小型貨物自動車の最大積載量は２，０００ｋｇ以下となっていました。）また、５ナンバーの１２人乗りも可能です。

Ｑ２．検査対象軽自動車について
（１）軽貨物自動車運送事業の自動車の点検時期は「別表３」か「別表６」か。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
（２）検査対象軽自動車のレンタカーは点検基準のどの表の適用となるのか。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
（３）軽自動車の福祉タクシーの点検時期は「別表３」か「別表６」か。

Ａ２．
（１）軽貨物自動車運送業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。従って点検時期等は「別表６」となり、点検整備記録簿の様式も自家用乗用等の点検整備記録簿となります。
（２）「別表５」により行い、点検整備記録簿の様式は貨物用の点検整備記録簿を使用します。
（３）軽自動車の福祉タクシーは「別表３」により行います。

Ｑ３．登録番号「００」「９９」「８８」で有効期間が２年のもので点検が６ヶ月となっているのはなぜか。

Ａ３．
自動車点検基準第２条第１項第２号により大型特殊自動車（８トン未満）、特種用途自動車（８トン未満）は、別表第５（自家用貨物自動車等の点検基準）により実施するようになっており有効期間とは関係ありません。

Ｑ４．ブレーキ・ドラムを取り外して点検だけを行う行為は、自動車特定整備の定義に抵触しないのではないか。

Ａ４．
「点検」とは、自動車の構造又は、装置の機能が正常であるかどうかを確認することであ

り、「整備」とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他自動車の構造又は、装置の機能を正常に保ち、又は正常に復するための行為をいいます。
従って、ブレーキ・ドラムを取り外した後にドラムを再度「組み付ける」という作業は、機能回復又は機能を正常に保つという「分解整備」に該当することとなります。

Ｑ５．マイクロバスを改造したキャンピング車は、普通（小）の認証で整備ができるか。

Ａ５．
乗車定員が１０人以下、車両総重量８トン未満であれば整備できます。
なお、その場合でも屋内作業場に入庫できリフトアップが可能な場合に限られます。

Ｑ６．４トン車を改造し車両総重量が８トン以上の車両は、普通(中)の認証で整備ができるか。

Ａ６．
車両総重量が８トン以上、最大積載量が５トン以上、乗車定員が３０人以上の車両は、普通（大）の認証が必要であり整備をすることはできません。

Ｑ７．ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要か。

Ａ７．
必要です。
ただし、ユーザーが不要とした場合は当該見積書を工場に保存しておいて下さい。

Ｑ８．概算見積書（工場控）の保存期間はどのくらいか。

Ａ８．
特に規定はありませんが、ユーザーとのトラブル防止の観点から次回の継続検査までは保存しておいた方がよいでしょう。

Ｑ９．登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）と諸元に変更がある新規検査で不合格になった場合は、限定自動車検査証の交付が受けられますか。

Ａ９．
限定自動車検査証の交付は受けられませんので、最初から受けなおすこととなります。なお、限定自動車検査証の交付が受けられない車両は以下のとおりです。
・新車の新規検査及び予備検査
・登録識別情報通知書（旧：抹消登録証明書）の車両諸元に変更がある新規検査及び予備検査
・構造等変更検査

Ｑ１０．特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。

Ａ１０．
特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造をいいます。

◯「電子制御装置整備」の内容
① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
② 衝突被害軽減制動制御装置（いわゆる「衝突被害軽減ブレーキ」）、自動命令型操舵機能（いわゆる「レーンキープ」）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外して行う整備・改造
③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】

その他、特定整備制度については、以下の国土交通省ホームページをご参照下さい。

＜ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html ＞

４．検査申請（窓口）手続き関係

Ｑ１．職権打刻された車台番号のＯＣＲシートへの記載はどのようにすればよいか。

Ａ１．
（例） 自動車検査証 福〔９１〕１２３４福 又は 国（０１）５６１２３４
現 車 示１２３４示（打刻） 又は 国５６１２３４（プレート H21.7 から）
ＯＣＲシートの車台番号欄への記載は、１２３４（数字のみ）を記載して下さい。

Q&A について

Ｑ１：運転席と助手席の窓ガラス部にカーテンを取り付けたいのですが？

Ａ：審査事務規程　８－５２窓ガラス貼付物　等

窓ガラス貼付物等の規程では、定められたもの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、または刻印されてはならないとされています。
装着とは、窓ガラスに一部または全部が接触または密着している状態を含みます。
よってカーテンが窓ガラスに装着されていると判断された場合は、不適合となります。

Ｑ２：テールレンズユニットを社外品に交換、方向指示器点灯時に光が制動灯器部分に漏れ、赤色に点滅してしまう

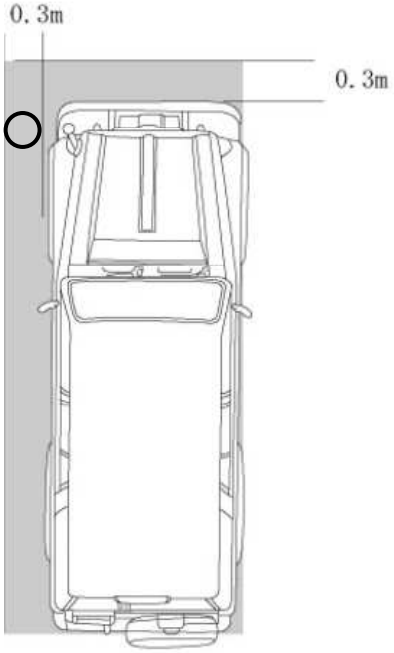
Ａ：審査事務規程　８－７７尾灯、８－８４制動灯
８－８６後退灯、８－８７方向指示器　等

テールレンズに仕切りが無いものや灯火の光が他の灯火に光漏れするもので、灯色の基準に接触するものについては不適合となります。
補足ですが、平成１８年１月１日以降製作車については、灯火器の視認要件が適用されるため、社外のテールレンズに変えてある場合、視認要件にも注意する必要があります。

Ｑ３：自動車の前方左側に備えている補助ミラーを取り外ししたのですが？

Ａ：審査事務規程　８－１００直前及び側方の視界　等

自動車の前方左側に備えてある補助ミラーについては、従来大型貨物車及び乗車定員１１人以上のバスに適用されていた基準でしたが、平成１７年１月１日以降に指定を受けた型式指定自動車（新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を含む）及び、平成１９年１月１日以降に製作された小型自動車、軽自動車及び普通自動車にも適用範囲が広げられることになりました。
よって基準が適用される自動車については、直前及び側方の視界の基準を満足する必要があります。
例えば小型自動車の場合、高さ１ｍ直径３０ｃｍの円柱を、当該自動車の前面から０．３ｍ前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から０．３ｍの距離にある鉛直面との間に設置し、かつ当該自動車に接している状態において、運転者が直接または後写鏡等により円柱の一部が目視確認出来なくてはならないとされており、直前直左鏡等を取り外した結果、円柱の一部が目視確認出来ない場合には不適合となります。



Ｑ４：二輪車のマフラーを社外品に交換しているのですが？

Ａ：審査事務規程　８－５３騒音防止装置、８－５４排出ガス発散防止装置、
８－５５排気管からの排出ガス発散防止性能、
８－５６排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持　等

平成１１年排出ガス規制等の排出ガス規制が適用される二輪自動車には、排出ガス発散防止装置が消音器内に内蔵されているのもがあり、その場合は排出ガス試験成績表の提示が必要となります。
また平成２２年４月以降の製作車については、加速騒音規制対象車両になりますので、加速騒音規制対応のプレート又は騒音試験成績表がないもの等については、審査保留又は不適合となる場合があります。

Ｑ５：車検対応と表示されたフォグランプを取り付けたいのですが？

Ａ：審査事務規程　８－６７前部霧灯　等

フォグランプは点灯している場合に番号灯が消灯できない構造である他、光度や取付位置なども基準に適合させる必要があります。
また車両の製作年によっては点灯操作状況を運転者に表示する装置を備えることが必要となります。
「車検対応」と表示されてあるものが見受けられますが、あくまで車両に取り付けた状態での検査になりますので注意が必要です。

Ｑ６：トラックの荷台を補強するため、荷台を鉄板で溶接張付けしたのですが？

Ａ：審査事務規程　４－１９記載事項変更に係る保安基準適合性の審査、
７－４、８－４車両総重量　等

トラックの荷台補強の目的で、荷台に鉄板を取付けしてある車両については、車検証と現車の重量の差が小型車の場合５０キロを超えるもの、普通車の場合１００キロを超えるものについては、車検証の記載事項変更手続きが必要となります。
その場合重量等を測定し、新たに最大積載量の算定を行うことになりますが、その際に最大積載量に変更がある場合には、構造等変更検査となります。
記載事項変更、構造等変更検査については、ナンバーを管轄する事務所での手続きとなりますのでご注意下さい。

Ｑ７：社外品のヘッドライトに交換したのですが？

Ａ：審査事務規程　８－６２走行用前照灯、
８－６３すれ違い用前照灯　等

ヘッドライトを交換した場合、光軸、光量の基準に適合している他、ヘッドライトの色及び配光にも注意する必要があります。
車検対応として販売されているものであっても、ライトの色や配光で不適合になるケースが多く発生していますので注意が必要です。
あくまでも車両に装着した状態での判断になります。

Ⅴ　参考資料

1. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表

対象車種 ＼ 点検区分等			定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考（主な車種等）
			3ヶ月（別表3）	3ヶ月（別表4）	6ヶ月（別表5）	6ヶ月（別表5の2）	1年（別表6）	1年（別表7）	初回	2回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○						2年	←	福祉タクシー
	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
		二輪						●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩
		定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状
		軽自動車					●		2年	←	霊柩
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック（三輪を含む）
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽自動車			○				2年	←	
	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス
	幼児専用車		○						1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	マイカー型
		軽自動車			○				2年	←	
		三輪	○						2年	1年	
	二輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車				○			無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
		貨物 GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		貨物 GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		貨物 GVW8トン未満	○						2年	1年	
		貨物 GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽自動車			○				2年	←	
	大特	GVW8トン以上	○						2年	1年	ホイール･クレーン
		GVW8トン未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
		貨物 GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		貨物 GVW8トン未満	○						2年	1年	
		貨物 GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
	検査対象外軽自動車		○						無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック（三輪を含む）
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満			○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス
	幼児専用車				○				1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）
		軽自動車					●		3年	2年	
		三輪			○				2年	←	
	二輪	小型						●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車						●	無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種※☆	普通・小型	○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		貨物 GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		貨物 GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		貨物 GVW8トン未満			○				2年	1年	
		貨物 GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
	大特※	GVW8トン以上	○						2年	←	ホイール･クレーン
		GVW8トン未満			○				2年	←	フォーク・リフト
		貨物 GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		貨物 GVW8トン未満			○				2年	1年	
		貨物 GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
	検査対象外軽自動車				○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

（注）1．点検整備記録簿の保存期間は　●印：2年　　○印：1年

2．GVW：車両総重量

※印　　積載量が指定されていて物を運搬することが目的とされる為に、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

☆印　ただし、次の形状の特種自動車は最大積載量が500kg以下でも2回目の有効期間は1年となる。

①野良犬専用車　②タンク自動車　③粉粒体運搬車　④ボートトレーラ　⑤冷蔵冷凍車　⑥塵芥車　⑦糞尿車　⑧汚水運搬車　⑨コンクリートミキサー車　⑩現金輸送車

2. 定期点検項目数・走行距離項目数一覧

別　表	車　　種	点検時期	点検項目数	走行距離加味項目数	加味走行距離数
別表3	①事業用 （貨物、乗合、乗用、特種） ②自家用 （車両総重量8t以上の貨物及び特種、大型特殊、乗合） ③レンタカー（貨物、乗合、特種、大型特殊）	3か月	50	16	直近3か月間で2,000km以下
		12か月	99	16	
別表4	被牽引自動車（トレーラ）	3か月	23	6	直近3か月間で2,000km以下
		12か月	36	6	
別表5	①自家用 （車両総重量8t未満の貨物及び特種、大型特殊） ②レンタカー（軽貨物、乗用、軽乗用）	6か月	22	5	直近6か月間で4,000km以下
		12か月	81	7	
別表5の2	レンタカー（二輪）	6か月	33	11	直近6か月間で1,500km以下
		12か月	51	11	
別表6	①事業用（軽貨物）	1年	26	11	直近12か月間で5,000km以下
	②自家用（軽貨物、乗用、軽乗用）	2年	56	18	
別表7	二輪自動車	1年	33	11	直近12か月間で1,500km以下
		2年	51	11	

対　象　車　種			新車として登録した日から定期点検の間隔及び検査証の有効期間
事業用自動車	旅客自動車		❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
	貨物自動車	車両総重量8t以上	❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
		車両総重量8t未満	❸ ❸ ❸ ⓬ ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
	軽自動車		⓬ 24検 ⓬
	二輪車（250cc超）		⓬ ⓬ 24検
自家用自動車	定員11名以上		❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
	乗用自動車	普通自動車、小型自動車、軽自動車	⓬ ⓬ 24検
	貨物自動車	車両総重量8t以上	❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
		車両総重量8t未満	❻ ⓬ ❻ 12検 ❻ 12検 ❻
		軽自動車	⓬ 24検 ⓬
	二輪車（250cc超）		⓬ ⓬ 24検
レンタカー	乗用車・二輪車		❻ ⓬ ❻ 12検 ❻ 12検 ❻
	貨物（車両総重量8t未満）		❸ ❸ ❸ ⓬ ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
二輪車（250cc以下）			⓬ ㉔ ⓬

❸❻⓬㉔：3ヵ月点検、6ヵ月点検、12ヵ月点検　検：検査

３．保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表

令和２年３月２７日　施行

保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	ＡＤ損保
アクサ損害保険株式会社	アクサ
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ
アドリック損害保険株式会社	アドリック
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Ａホーム
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン
ＡＩＧ損害保険株式会社	ＡＩＧ
旧　ＡＩＵ損害保険株式会社	ＡＩＵ
旧　富士火災海上保険株式会社	富士
ＳＢＩ損害保険株式会社	ＳＢＩ
共栄火災海上保険株式会社	共栄
ｻﾞ・ﾆｭｰ・ｲﾝﾃﾞｨｱ・ｱｼｭｱﾗﾝｽ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	インディア
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ
セコム損害保険株式会社	セコム
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン
旧　そんぽ２４損害保険株式会社	そんぽ２４
ソニー損害保険株式会社	ソニー
損害保険契約者保護機構	保護機構
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン
旧　損害保険ジャパン日本興亜株式会社	ＳＪＮＫ
大同火災海上保険株式会社	大同
Ｃｈｕｂｂ損害保険株式会社	Ｃｈｕｂｂ
旧　エース損害保険株式会社	エース
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
日新火災海上保険株式会社	日新
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保
楽天損害保険株式会社	楽天
旧　朝日火災海上保険株式会社	朝日

保険会社名	略称
全国共済農業協同組合連合会	ＪＡ全共連
同上　○○（都道府県名）本部 （○○（都道府県名）共済農業協同組合連合会）	ＪＡ○○ （都道府県名）
○○○農業協同組合	ＪＡ○○○
日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
東北交通共済協同組合	東北交通共済
新潟地方交通共済協同組合	新交協
長野県トラック交通共済協同組合	長交協
関東交通共済協同組合	関交協
神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
中部交通共済協同組合	中交協
三重県交通共済協同組合	三交協
近畿交通共済協同組合	近畿共済
兵庫県交通共済協同組合	兵交協
岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
四国交通共済協同組合	四交協
全国自動車共済協同組合連合会	全自共
北海道自動車共済協同組合	北自共
東北自動車共済協同組合	東北自共
関東自動車共済協同組合	関自共
中部自動車共済協同組合	中部自共
近畿自動車共済協同組合	近畿自共
西日本自動車共済協同組合	西自共

４．ディーゼル自動車の排出ガス測定について

オパシメータ測定車・ディーゼル黒煙測定車[継続検査等]

ディーゼル自動車のうち、オパシメータにより測定しなければならない車（排出ガスの光吸収係数規制対象車）については、各研修会において周知を図っているところでありますが、自動車検査証の見方等について、多数の質問が寄せられていることから、改めて確認方法をお知らせいたします。

九州運輸局

1．オパシメータによる測定対象車

・軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、次の**いずれかに該当するもの**

①車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

②車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

③原動機のヘッドカバーに装置型式指定番号「（自）G－2001」以降のラベルが貼付けされている自動車

④平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

（車検証の排出ガス記号が（LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2～6OO・YOO）の自動車）

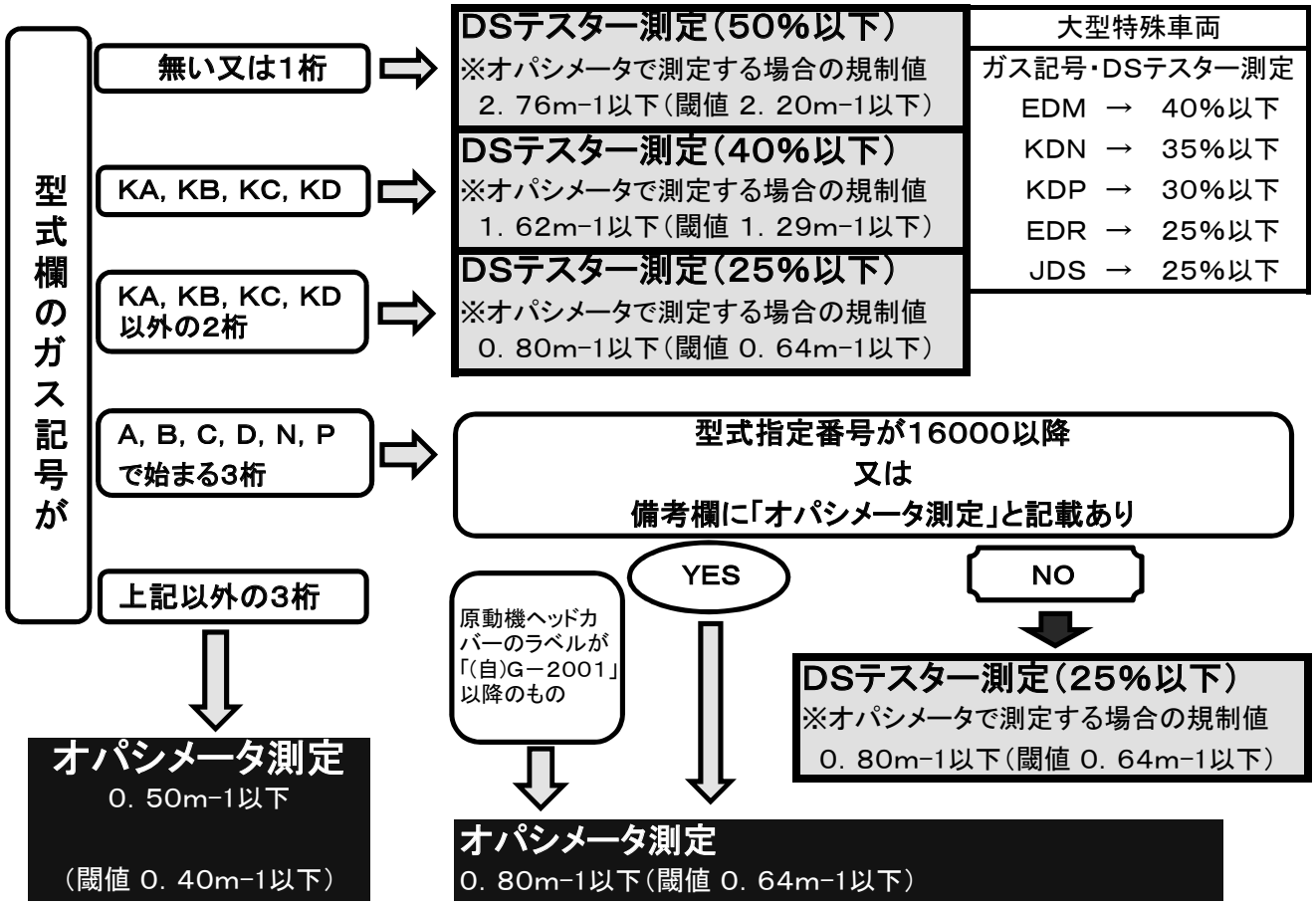
※排出ガス記号は令和2年4月現在のものです。今後さらに追加されますので注意してください。

2．ディーゼル黒煙測定器（DSテスター）による測定対象車

・上記1．以外の軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車

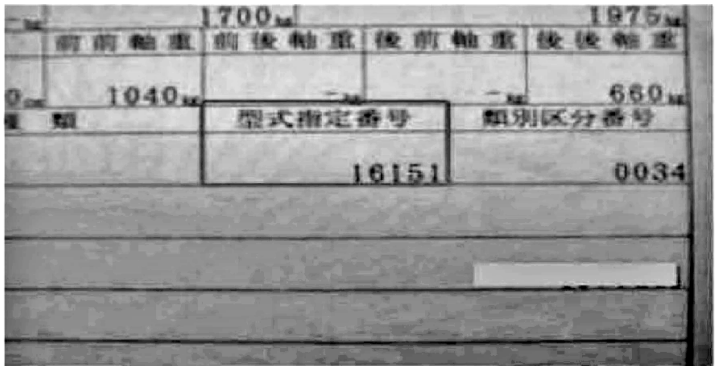
ただし、DSテスターで測定する前にオパシメータで測定した値が適用する光吸収係数（規制値）を超えないものはDSテスターによる測定を省略することができます。

自動車検査証の確認方法と測定方法



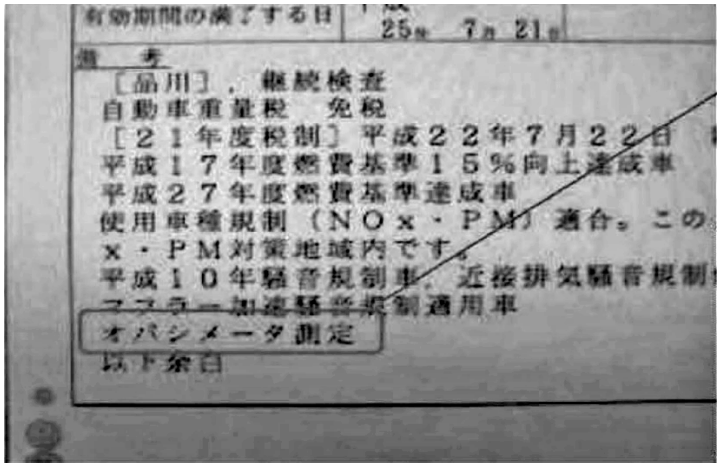
自動車検査証の記載例

1．車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車



※構造変更等を行った場合
型式指定番号が備考欄に記載されている場合がありますので、注意してください。

2．車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

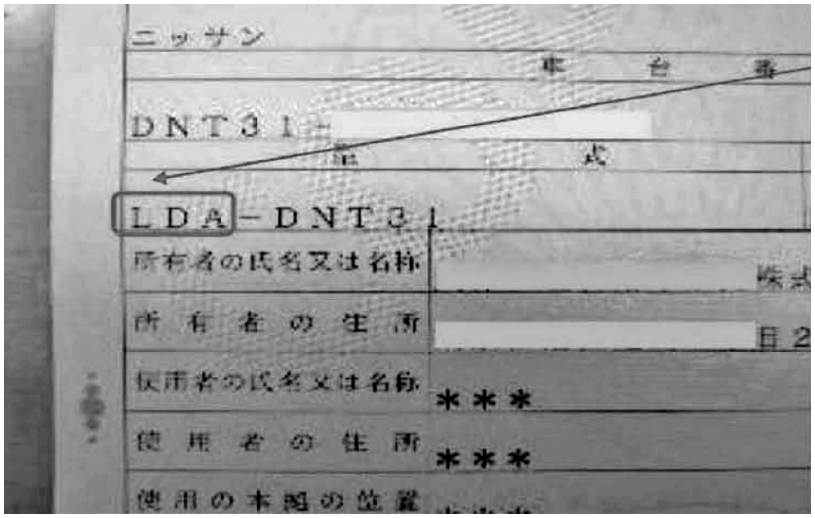


※平成17年規制適用のディーゼル車のうち、オパシメータ測定対象車の備考欄に記載されますので、注意してください。

（注）
　備考欄への「オパシメータ測定」の記載は、平成17年規制車のうち、オパシメータ測定対象車に記載されます。
　記載が無い場合は、必ず、型式の頭に付く排気ガス記号や、型式指定番号等を確認して判断してください。

3．平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

（車検証の排出ガス記号が（LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2～6OO・YOO）の自動車）



※型式の頭に付く、3桁のガス記号

3桁の頭の文字を確認してください

平成21年以降の規制車については、車検証の備考欄に「オパシメータ測定」の記載がない場合があります。
記載がない場合は、必ず、型式の頭に付く排気ガス記号や型式指定番号等を確認して判断してください。

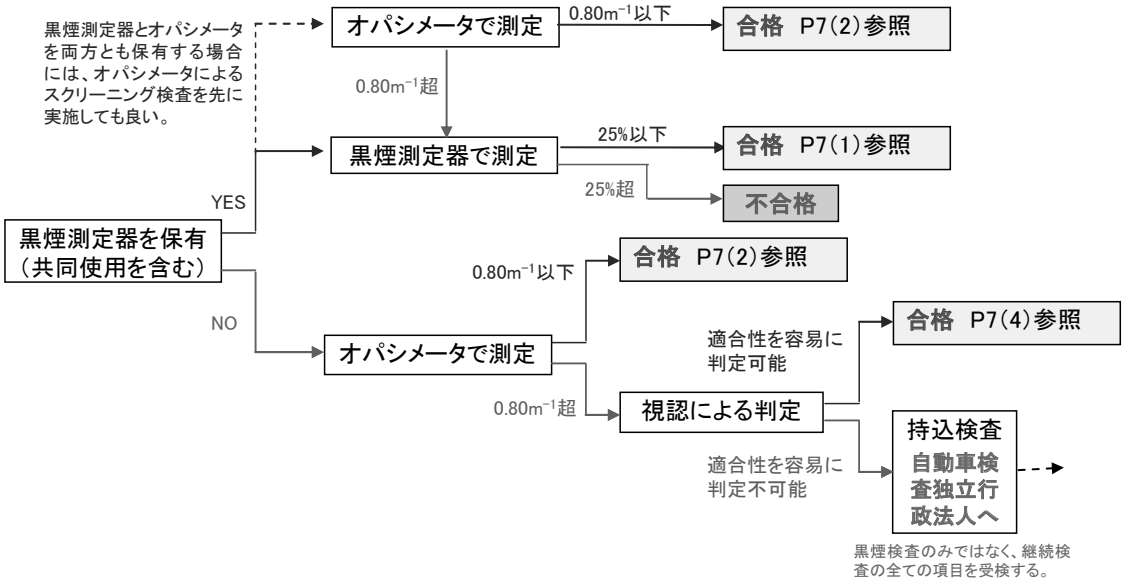
検査の方法 ③（黒煙測定車の検査の方法･･･黒煙測定器のほか、オパシメータによる検査も可能です。）

黒煙測定車の検査のフローチャート

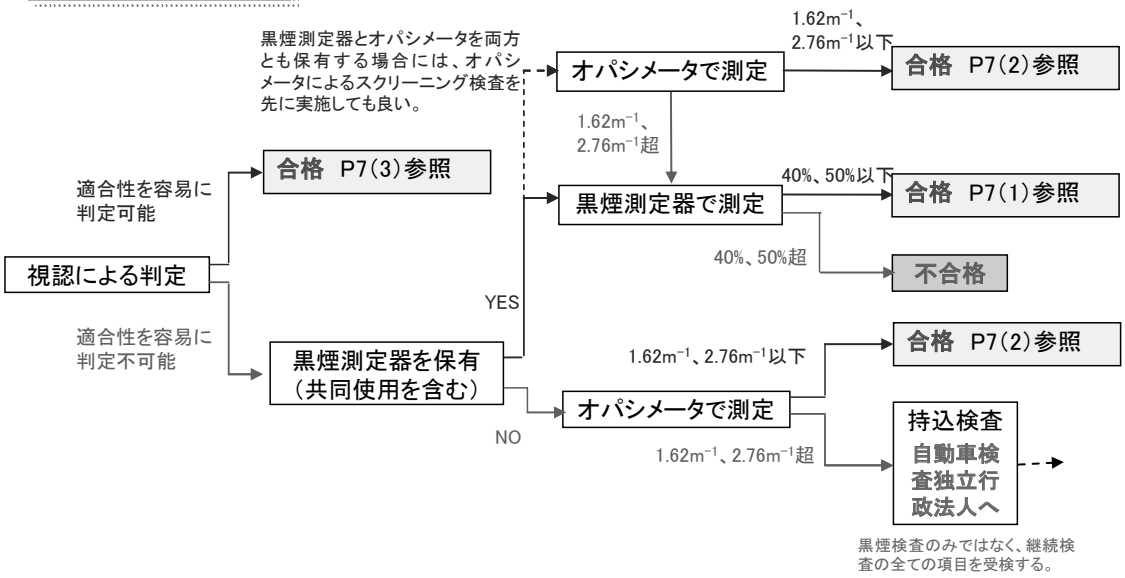
黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査しますが、オパシメータにより検査することも認められています（スクリーニング検査※5）。規制値に応じ、それぞれ以下のフローチャートをご参照ください。また、それぞれの場合における指定整備記録簿の記載例は、7ページをご覧ください。

黒煙25%規制車

○ 黒煙25%規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきました。
○ このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とします。



黒煙40%、50%規制車



※5 スクリーニング検査： 黒煙測定車をオパシメータを使用して検査すること。その際の判定値を「スクリーニング値」といいます。スクリーニング値は、黒煙の規制値に応じ下表の通りです。（例えば、黒煙 25%規制車は光吸収係数が 0.80m⁻¹ 以下であれば基準適合となります。）

黒煙規制値		スクリーニング値
黒煙 25%	⇒	光吸収係数 0.80m⁻¹
黒煙 30%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.01 m⁻¹
黒煙 35%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.27 m⁻¹
黒煙 40%	⇒	光吸収係数 1.62 m⁻¹
黒煙 50%	⇒	光吸収係数 2.76 m⁻¹

検査の方法 ④（指定整備記録簿への記載･･･使用した機器により記載方法が異なります。）

指定整備記録簿の記載例

自動車の種類、使用した検査機器により、指定整備記録簿の記載の方法が異なります。

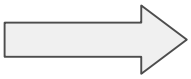
◆ 黒煙測定車の検査について

（1） 黒煙測定器を用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・[テスタ]
２０ [%] / m^{-1}

（2） オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・[テスタ]
０．７５ % / [m^{-1}]

（3） 最初から視認により判断した場合
（40%、50%規制車に限る。）



黒煙・粒子状物質
[視認]・テスタ
適 % / m^{-1}

（4） オパシメータを用いた測定においてスクリーニング値を超え、視認により判断した場合 （25%規制車に限る。）
別途、備考欄にオパシメータによる測定値[m^{-1}]を明確に記載する。



黒煙・粒子状物質
[視認]・テスタ
適 % / m^{-1}

◆ オパシメータ測定車の検査について

（5） オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・[テスタ]
０．７５ % / [m^{-1}]

５．指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表

No	構　造	保　安　基　準		参　　考
①	最低地上高	第 3 条	最低地上高	・「最低地上高９㎝以上」等
②	最大安定 傾斜角度	第 5 条	安定性	・規定角度傾斜で転覆しないこと
③	最小回転半径	第 6 条	最小回転半径	・最外側のわだちについて１２ｍ以下

No	装　置	保　安　基　準		参　　考
①	原動機及び 動力伝達装置	第 8 条	原動機及び 動力伝達装置	・エンジンオイル、冷却水、クラッチ等 ・速度抑制装置
②	走行装置	第 9 条	走行装置等	・タイヤ、ホイールベアリング、アクスル等
③	操縦装置	第 10 条 第 11 条 第 11 条の 2	操縦装置 かじ取装置 施錠装置	・各種操縦装置の位置及び識別表示等 ・ハンドル、パワーステアリング等 ・ステアリングロックの機能等
④	制動装置	第 12 条 第 13 条	制動装置 けん引自動車の制動装置等	・ブレーキホース、レバー、慣性ブレーキ等 ・けん引自動車のブレーキ等
⑤	緩衝装置	第 14 条	緩衝装置	・バネ、スタビライザ、ショックアブソーバ等
⑥	燃料装置及び 電気装置	第 15 条 第 16 条 第 17 条 第 17 条の 2	燃料装置 ガス発生炉等 高圧ガスの燃料装置等 電気装置	・燃料タンク、配管等 ・ガス発生炉、配管等 ・高圧ガスタンク、配管等 ・電気配線等
⑦	車枠及び車体	第 18 条 第 18 条の 2	車わく及び車体巻込防止装置等	・タイヤの突出、リヤオーバハング、車体表示等 ・貨物車の巻込防止装置、突入防止装置等
⑧	連結装置	第 19 条	連結装置	・けん引自動車及び被けん引自動車の連結装置等

No	装　置	保　安　基　準		参　　考
⑨	乗車装置及び物品積載装置	第 20 条	乗車装置	・車室、荷室、インストルメントパネル等
		第 21 条	運転者席	・視野の確保、バスの運転者席仕切棒等
		第 22 条	座席	・座席の大きさ、間げき、強度等
		第 22 条の 2	補助座席等	・補助座席の定員数等
		第 22 条の 3	座席ベルト等	・ベルトの取付等
		第 22 条の 4	頭部後傾抑止装置等	・ヘッドレストの取付等
		第 22 条の 5	年少者用補助乗車装置	・幼児用シートの取付等
		第 23 条	通路	・バスの通路幅等
		第 24 条	立席	・バスの立席等
		第 25 条	乗降口	・乗降口の安全の確保等
		第 26 条	非常口	・貨物車の荷台構造寸法、ダンプ車のベッセル比等
		第 27 条	物品積載装置	
		第 28 条	高圧ガス運送装置	・高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置等
⑩	前面ガラスその他の窓ガラス	第 29 条	窓ガラス	・安全ガラスの透過率、損傷等 （可視光線透過率７０%以上）
⑪	騒音防止装置	第 30 条	騒音防止装置	・マフラーの取付、騒音等
⑫	ばい煙等の発散防止装置	第 31 条	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	・触媒、ブローバイガス還元装置、排気管の開口方向等
⑬	灯火装置及び反射器	第 32 条	前照灯	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第 33 条	前部霧灯	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第 33 条の 2	側方照射灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 34 条	車幅灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 34 条の 2	前部上側端灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 35 条	前部反射器	・被けん引自動車の反射器の形、色、反射部面積、取付位置等
		第 35 条の 2	側方灯及び側方反射器	・作動状況、色、光度、反射器の形、色、反射部面積、取付位置等
		第 36 条	番号灯	・作動状況、色等
		第 37 条	尾灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 37 条の 2	後部霧灯	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第 37 条の 3	駐車灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 37 条の 4	後部上側端灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 38 条	後部反射器	・形、色、反射部面積、取付位置等
		第 38 条の 2	大型後部反射器	・個数、色、反射部及び蛍光部面積、取付位置等
		第 39 条	制動灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 39 条の 2	補助制動灯	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第 40 条	後退灯	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第 42 条	灯色の色等の制限	・各種灯火の色等
⑭	警報装置	第 43 条	警音器	・音の大きさ、音色等
		第 43 条の 2	非常信号用具	・取付、有効期限等
		第 43 条の 3	警告反射板	・備付等
		第 43 条の 4	停止表示器材	・備付等
⑮	指示装置	第 41 条	方向指示器	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 41 条の 2	補助方向指示器	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 41 条の 3	非常点滅表示灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
⑯	視野を確保する装置	第 44 条	後写鏡等	・傷、取付位置
		第 45 条	窓拭器等	・ブレードの機能、サンバイザー状態等
⑰	走行距離計その他の計器	第 46 条	速度計等	・作動状況、取付位置等
⑱	防火装置	第 47 条	消火器	・消火器の性能、取付位置等
⑲	内圧容器及びその附属装置	第 48 条	内圧容器及びその附属装置	・容器及び附属装置の状態等 （空気ブレーキ・自動ドア等に使用する圧縮ガスの容器）
⑳	その他	第 48 条の 2	運行記録計	・記録計の性能等
		第 48 条の 3	速度表示装置	・表示装置の機能、取付位置等

6．保安基準適合証の交付の可否等について

検査の種類							適合証の交付（可否）	標章の交付（可否）	限定適合証の交付 ※5（可否）	適合証による現車提示の省略（可否）	
新規・予備検査	新車						×	×	×	×	
	中古車	構造等が同一 ※1	下記以外（変更無し）	乗用・二輪・軽自動車			○	×	○	○	※3
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車		○	×	○	○	
				特種	軽自動車のみ		○	×	○	○	
				上記以外			○	×	○	×	
			自家用 ↑↓ 事業用	乗車定員11人以上（乗合等）			×	×	×	×	
				乗車定員11人未満（上記以外）	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
					貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
					特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
					上記以外		○	×	○	×	
			貸渡 ↑↓ 自家用 事業用	乗用・二輪・軽自動車			○	×	○	○	
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車		○	×	○	○	
				特種	軽自動車のみ		○	×	○	○	
				乗合のみ	貸渡←→自家用のみ		×	×	○	×	
					貸渡←→事業用のみ		×	×	×	×	
				上記以外			×	×	○	×	
		構造等に変更 ※2					×	×	×	×	
継続検査 ※4							○	○	○	○	
構造等変更検査 ※4							×	×	×	×	
臨時検査							×	×	×	×	

※1 道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一（自家用、事業用、貸渡の変更を除き）であること。 なお、軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書により確認のこと。

※2 構造等が変更されている場合は、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が保安基準に適合する旨の証明をおこなうことはできない。

※3 中古新規検査、予備検査の適合証による現車提示の省略については、道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3の規定により、「乗用車（二輪含む）」、「軽自動車」、「小型貨物で最大積載量1トン以下かつバン型又は三輪バン」については現車提示の省略ができるが、「乗合等（乗車定員11人以上）」、「幼児専用車」、「三輪の小型自動車」、「特種用途の普通自動車・小型自動車」、「大型特殊」は、現車提示の省略はできない。

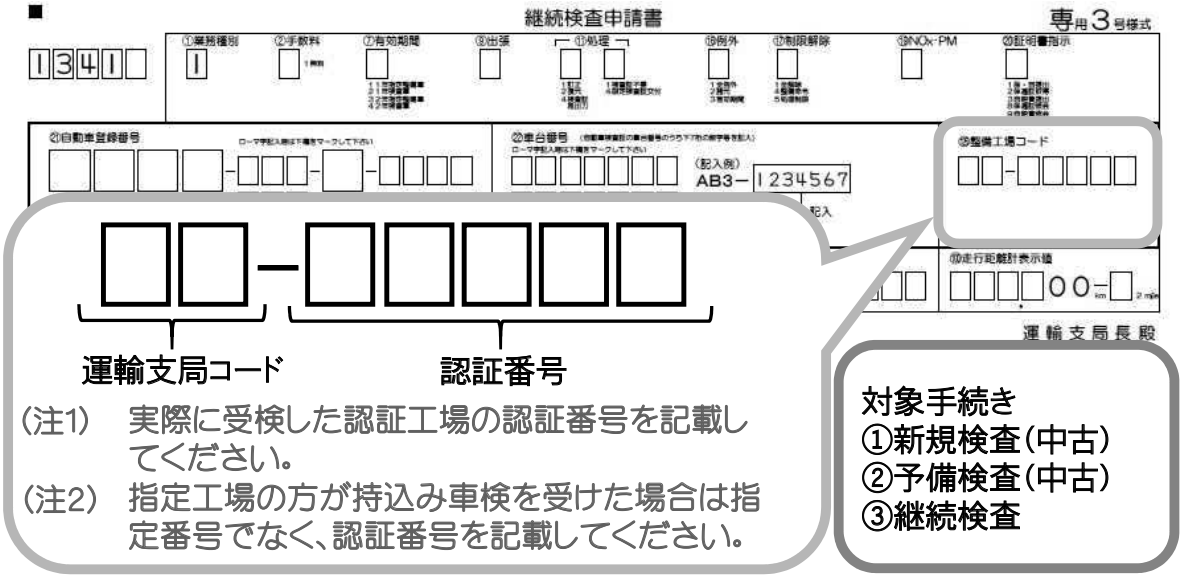
※4 使用過程車への指定部品取り付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」（平成7年11月・依命通達）により取り扱う。

※5 限定適合証の交付については、道路運送車両法第94条の5の2の規定により、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車について、保安基準に適合しない部分を整備し、検査員が保安基準に適合すると証明した時に交付できる。

7．【整備工場コード】お知らせ

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。



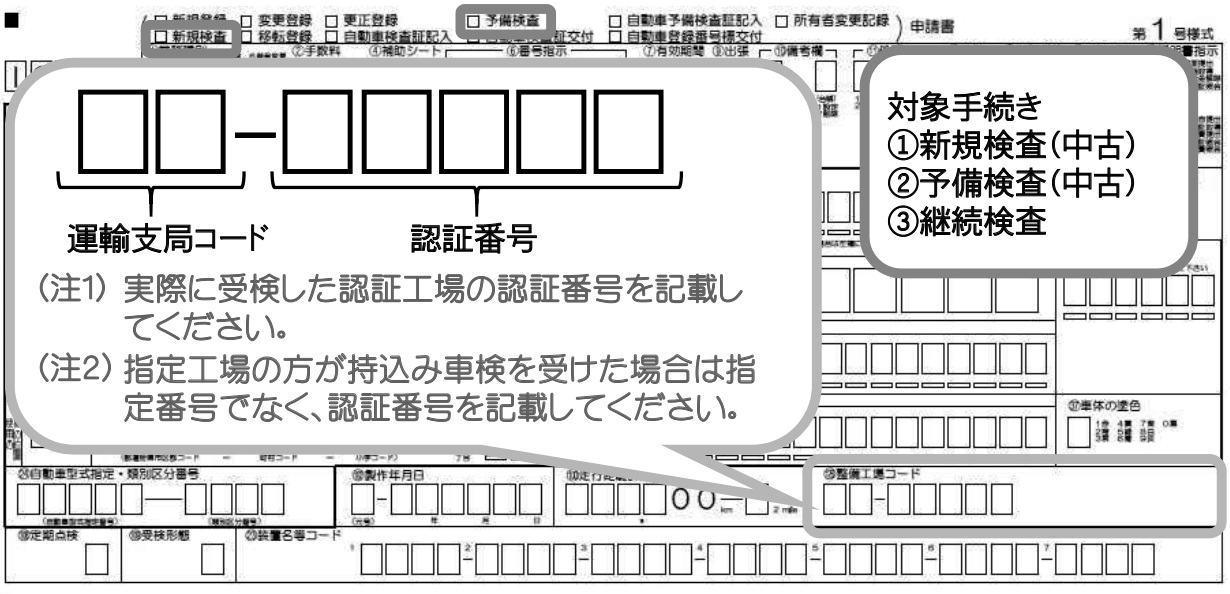
（注1）　実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
（注2）　指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。



（注1）実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
（注2）指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

国土交通省

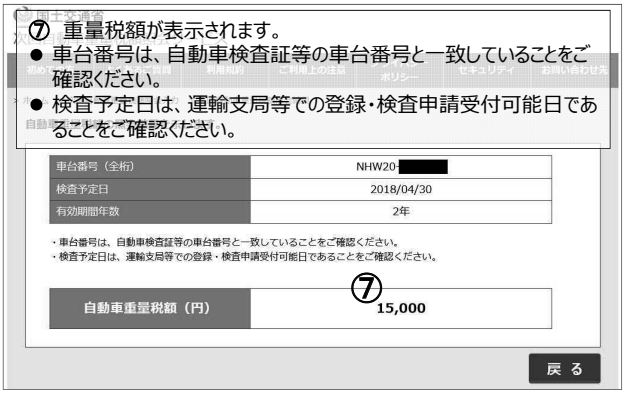
※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

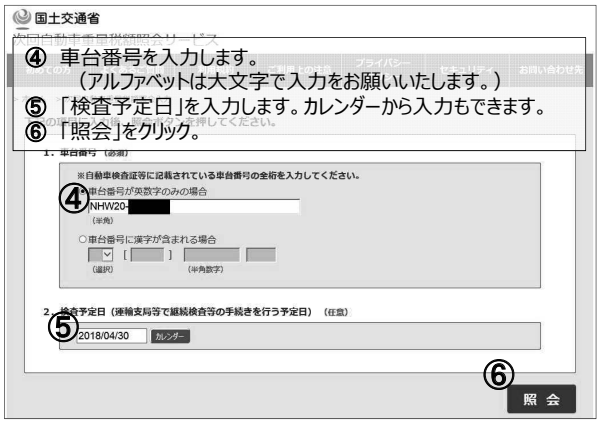
８．重量税額照会システムのお知らせ

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～







ご利用について

- **軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。**
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



国土交通省

九州運輸局

９．自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて

１．自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第６７条第１項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第７条第２項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第３５条の３各号（第３号から第５号まで、第１６号、第２０号、第２１号を除く。）に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第３５条の３第８号（長さ、幅及び高さ）、第１４号の２（けん引自動車にあっては、けん引重量）、第１７号（最大積載量に限る。）、第１８号（車両重量及び車両総重量）及び第１９号（空車状態における軸重）に係るものについては、以下により行うものとする。

（１） 用語

１．に用いる用語の定義は次によるものとする。

① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付け方法のものをいう。

② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。

③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。

④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障か少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（以下「指定部品」という。）をいう。

⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

主な指定部品の例

機能的部品	アクセサリー的部品
身体障害者用操作装置 エア・バッグ けん引用トレーラーヒッチ ショックアブソーバ マフラー、排気管 タイヤ、タイヤ・ホイール　等	ルーフ・ラック、キャリア エア・スポイラ、エア・ダム グリル・ガード、ドア・プロテクタ オーディオ類、ナビゲーションシステム アンテナ、ラダー、トウバー　等

（２） 次の各号の一に該当する場合には、車両法第６７条第１項の適用については施行規則第３５条の３第１項第８号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第７条第２項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第３５条の３第１項第８号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合

② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合

③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項　　目	範　　囲
長さ	±３ｃｍ
幅	±２ｃｍ
高さ	±４ｃｍ

（３） 次の各号の一に該当する場合には、車両法第６７条第１項の適用については施行規則第３５条の３第１項第１４号の２、第１７号（最大積載量に限る。）、第１８号及び第１９号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第７条第２項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第３５条の３第１項第１４号の２、第１７号（最大積載量に限る。）、第１８号及び第１９号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合

② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合

③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

種　　別	範　　囲
検査対象外軽自動車、小型自動車	±５０ｋｇ
普通自動車、大型特殊自動車	±１００ｋｇ

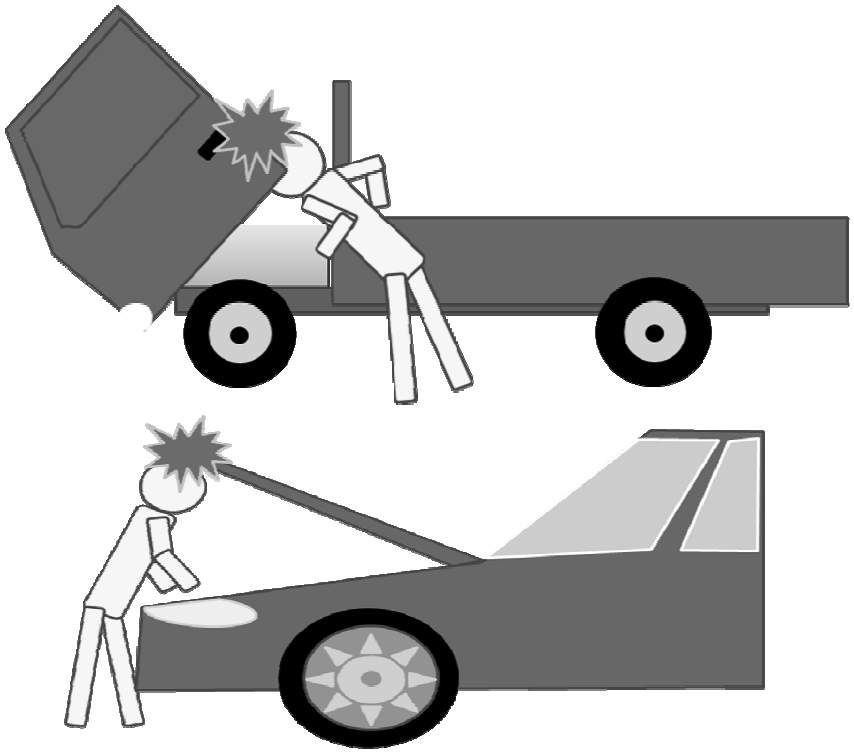
独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構

受検者の皆様へ

トラックのキャビンの落下による事故が発生しています！

【事故事例】

外観検査時、キャビンの固定が不十分なまま原動機型式等を確認しようとした為、頭部にキャビンが落下してきた。



【注意徹底をお願いします】

☞原動機型式等の確認時には

キャビンやボンネットの確実な固定！

皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。